# 松戸市教育委員会会議録

平成26年3月定例会

開会	平成26年3月13日(木) 14時00分 閉 会 平成26年3月13日(木)17時35分					<del></del> 35分	
署名委員	委員長 關 英昭		委	員	市場	卓	
出席委員 氏名	委員長 關 英昭		委	員	市場	卓	0
	委員長職務代理者 瀧田泰子	0	委	員	μ⊞	達郎	0
	委 員 松田素行	0	教育	長	伊藤	純一	0
出席職員	内訳別紙のとおり						
提出議案	内訳別紙のとおり						
特記事項							

## 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成26年3月定例教育委員会

						平成 20 午 3 月 足 例 教 月 安 貝 云			
No.	部課名 及	び 職制名	氏	名	No.	部課名 万	及び職制名	氏	名
1	生涯学習部	部長	青柳	洋一	21	公民館	館長	鈴田	正則
2	学校教育部	部長	遠藤	雅彦	22	II	館長補佐	夏井	寿
3	教育企画課	課長	渡部	俊典	23	青少年会館	館長	杉浦	正和
4	11	参事補	山口	明	24	図書館	館長	中川	礼治
5	11	専門監	関耶		25	IJ	館長補佐	渡部	光洋
6	11	課長補佐	中野	幸子	26	IJ	館長補佐	中嶋	美津江
7	11	主幹	小河	孝紀	27	IJ	館長補佐	山田	泰子
8	<i>II</i>	主幹	小宮	光生	28	学務課	課長	泉晴	<b></b>
9	<i>II</i>	主査	藤中	孝一	29	IJ	参事補	久保オ	、 晃一
10	<i>II</i>	主任主事	橋本	欣之	30	IJ	課長補佐	織原	一浩
11	教育財務課	課長	鈴木	三津代	31	指導課	課長	相磯	克典
12	教育施設課	課長	森	在左	32	IJ	課長補佐	μп	昌郎
13	社会教育課	課長	小川	弘	33	指導課	課長	相磯	克典
14	IJ	課長補佐	臼井	眞美	34	保健体育課 学校給食担		菊地	治秀
15	IJ	主査	藤谷	美伸	35	保健体育課	課長補佐	大谷	直樹
16	社会教育委	員 委員長	福留	強	36	II	主事	藤井	大輔
17	11	副委員長	山﨑	敏子	37				
18	スポーツ課	課長補佐	齋藤	健司	38				
19	IJ	主査	飯島	和彦	39				
20	11	主事	金澤	輝明	40				

### 平成26年3月定例教育委員会会議次第

- 1 日 時 平成26年3月13日(木) 午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会 5 階会議室
- 3 議 題
  - (1) 請願
    - ・ 請願第1号松戸市立図書館に全出版社の中学校及び高等学校歴史教科書の設置を求める請願
  - (2) 議 案
    - ① 議案第11号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則 の一部を改正する規則の制定について

(教育企画課)

② 議案第12号

松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一 部を改正する規則の制定について

(教育企画課)

③ 議案第13号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について

(スポーツ課)

④ 議案第14号

松戸市教育功労者の表彰について

(学務課)

- (3) 報告等
  - ① 通学路の交通安全の確保に向けた確実かつ効果的な 取組みの推進について (保健体育課)

② 社会教育計画に関する提言について (社会教育委員)

4 その他

委員長 傍聴人についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、7名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成26年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

\_\_\_\_\_\_

◎会議録署名委員の指名

**委員長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いします。

\_\_\_\_\_\_

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は請願1件、議案4件、報告等2件となっております。

\_\_\_\_\_\_

◎請願第1号

**委員長** 初めに、請願第1号「松戸市立図書館に全出版社の中学校及び高等学校歴史教科書の 設置を認める請願」を議題といたします。

本請願は2月18日に提出され、受理したものであります。請願書によりますと、子どもたちがどんな教科書を使っているか非常に関心があり、また読み比べることも必要であるから市立図書館に歴史教科書の設置を求めるというものです。

本請願について審議するに当たり、事務局より請願の趣旨に対する説明事項があれば、ご説明願います。図書館長、お願いします。

図書館長 請願第1号は、松戸市立図書館に全出版社の中学校及び高等学校歴史教科書の設置 を求める請願でございますけれども、こちらは市民が教科書の読み比べを行うことができる ようにするため、全ての出版社の中学校、高等学校の歴史教科書を松戸市立図書館に設置することを要請する請願でございます。その理由として大きく3点示されております。

理由の1点目として、年間図書購入費が7,100万円に及び、参考資料に莫大な資金を投じていること。また、多様な情報をと図書館が公言しているのに、教科書は置けないでは図書館の使命に反することが挙げられております。

また理由の2点目として、松戸市立図書館が主催いたしました図書館市民講座の講師である立命館大学の常世田教授、常世田先生は元浦安市立図書館の館長を務められた方でございますけれども、常世田先生の講演内容から日本は今地方分権の時代に向かっており、自己判断が重要な鍵を握っている。そのために正しい判断ができるよう多様な情報が必要であり、その提供が図書館の使命であることを引用いたしまして、子どもたちがどんな教科書を使っているのか非常に関心があること、読み比べが必要であることを挙げております。

理由の3点目として、市役所隣接の東葛飾教育事務所内に設置されている教科書センターで教科書を閲覧することはできるが、場所が狭く職員の手を借りる必要があることから、自由な閲覧ができないことを挙げております。

以上の理由から、請願者は松戸市立図書館に全ての出版社の中学校、高等学校の歴史教科 書の設置を求めているものと考えます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

これより質疑及び討論に入ります。

**山田委員** 請願を拝見いたしまして、現状について、せっかく館長さんがいらっしゃっておられるので、図書館の現状についてまずいろいろ教えていただいてから議論されるべきかなと思って、気がするんですけれども、端的に言うとその松戸市の図書館の近隣地との比較からいったレベルといいますか、状況についてお聞きしたいんです。

私は松戸で育っていますけれども、図書館は今の場所にあるあの本館のほうに受験生時代に行ったことがあるということで、最近は一、二度拝見はしておりますけれども、今の松戸市の現状から言ってどの程度のということを、例えば冊数とか、面積とか、あるいは閲覧の席の数とか、そういったことで現状についてちょっとわかるように教えていただきたい。

**図書館長** ただいま松戸市の図書館の現状についてということでご質問がございましたので、 ご説明させていただきます。

松戸市立図書館は本館が1館、それから19の分館がございます。合わせて20の施設で運営

されておりますけれども、本館の面積は約1,900平米強となっておりまして、築後もう40年 を経過しております。

蔵書数は図書館全体では約56万冊でございます。本館だけでは15万冊ぐらいでございますけれども、大体人口が同規模といいますか、松戸市の人口は約48万ぐらいございますけれども、全国的に見ると人口40万ぐらいの都市ですと、大体図書の蔵書数というのは大体110万冊ぐらいが平均的なレベルでございます。そういう意味では非常に松戸市の図書館の蔵書数は少ないということがわかります。これはやはり施設が狭隘ということが一つは大きな理由になっております。人口、県内には図書館を設置している自治体というのは38団体ございますけれども、市民1人当たり、住民1人当たりでその蔵書数を比較すると、松戸市では1人平均1.17冊ということで38団体中では最下位となっております。

図書費につきましても蔵書するスペースがございませんので、なかなかその更新をすることも難しいところがありまして、図書費自体は図書の購入費だけに限定いたしますと約6,300万円ぐらいでございまして、こちらも県内の1人当たりの住民で比較いたしますと、県内では約187円ぐらいが平均でございますので、1人当たり松戸市の場合は127円ということで約7割弱しか該当いたしません。そのような状況がございます。

分館も非常に狭い状況がございます。19の分館がございますけれども、このうち9つは約100平米未満、100平米に満たない分館でございまして、残りの10館のうち9つが100平米から200平米未満、200平米を超えるものは1館のみとなっておりまして、そういう意味でも非常に蔵書を置くスペースが限られているというような状況でございます。

以上でございます。

**山田委員** ありがとうございます。数字的なところを教えていただきました。

そうすると、ここの請願の中にある年間図書購入費7,100万円というもの、これもこの実態に合っているものだという認識でよろしいですか。

図書館長 正確に申しますと、平成25年度の図書等の購入費というのは7,290万円でございます。このうち960万円が雑誌、新聞代で、残りの6,330万円が図書資料、あるいはCD等の視聴覚資料の購入費となります。

以上でございます。

山田委員 もう少し、この請願の中身についてちょっと教えていただければ。常世田先生とい うお名前が出てこられたですね。その先生のおっしゃっていることは、まさに私も大変重要 なことだろうというふうに感じておりますが、常世田先生についてちょっと補足していただ けると、このご意見の背景が何かわかれば。浦安の館長として、結構何か改革的な図書館運 営をされたとか、そういうことはありますか。

図書館長 私もよく存じ上げてはいないんですけれども、浦安の図書館の中で館長を務められて、非常にそれまでの貸し出し中心といいますようなものが、課題解決型の図書館を目指して改革されていらっしゃるというような、そういう活動をされている、現役のときは図書館長としてそういうような取り組みをされたというふうに伺っております。

以上でございます。

山田委員 ありがとうございます。

あとは教科書センターについては、館長にお聞きすべきかどうかなんですが。

**委員長** 教科書センターの管轄、管理はどなたになりますか。

図書館長 私で存じ上げる次第の中では、お答えできる範囲でお答えいたしますが。

- 山田委員 それでは、ここにも書いてあることを、私も伺っていることはもちろんあるんですけれども、拝見もして大変な数が並んでおりまして、この場でその採択をする作業をするわけではないので、直接的な権限を持って見たわけではないんですが、やはり勉強しておく必要があると思って拝見をいたしました。ただ、本当に数がたくさんあります。恐らくあそこに何冊ぐらいが置いてあって、何人ぐらいの人が閲覧できるようになっているのか。ただ、閲覧できるようになっているということは知ってはいるんですけれども、ちょっと大変狭いというようなこともご意見としていただいておりますけれども、その辺の状況がわかれば教えていただきたいです。
- 図書館長 私も1度だけ教科書センターを訪れたことがございまして、そのときにお話を伺った中では、約1,800冊余りの教科書が置かれているというようなお話を伺っております。閲覧場所につきましても、このような机が4本置かれておりまして、それぞれ2席ずつの椅子が置かれておりますので、合計8席の閲覧スペースがあるという形になっております。
- 山田委員 それは年間を通して見れるわけですよね。あそこは、たしか。
- **図書館長** 私がお伺いした時には、一応お申し込みがあれば閲覧ができるというふうに伺って おります。
- **山田委員** わかりました。そうすると、私が言っているのは公開期間といいますか、あれが1カ月か2カ月あるのかな。その間は特に部屋が閉まっているということはなかったように記憶しているんですが、基本的には申し込みがあれば見れるという状態なんですね。
- 図書館長 法律に基づいて教科書展示会を行いますので、その期間、大体6月から7月ぐらい

だと思いますけれども、その場合には広い会場で閲覧できるような形になっておりまして、 それ以外の時期は1つの部屋に書棚がございますので、その中に保管されていて、そちらの スペースの中で閲覧ができるというような形なっているというふうに聞いております。

**山田委員** ありがとうございます。その期間について、私一、二カ月はなかったように思いますので、この後の議論のためにも、もしわかればどれぐらいの期間が開架でオープンになっているかを教えていただければありがたいというふうに思います。

ありがとうございます。一旦はここでちょっと、私ばかりなので。

**委員長** 最初の1カ月前後広い部屋で閲覧可能というのは、教科書採択に当たってのその準備 として、いろんな方に教科書の閲覧が公開されていると、そのことをおっしゃっているんで すね。

図書館長 そうです。

**委員長** もう一つお聞きになった、それとは別に蔵書としてある1,800冊の、この全ての教科 書についてはどのような形で閲覧が可能かということを尋ねました。

図書館長から説明を伺いました。まだ何かありますか。

図書館長 ということは、閲覧の申し込みができるかどうかということでございますか。

委員長 はい。

図書館長 それは随時お申し込みがあれば、閲覧できるような形で対応しているということ。

**委員長** そういうやり方ですね。随時その蔵書している空間がオープンになっているというわけではないですね。

図書館長 ほかの貴重な資料等もございますので、常時そこが自由に出入りができるという形にはなっておりません。

委員長 なるほど。わかりました。

どなたか教科書センターについて……

学校教育部長 一度指導課のほうで教科書を扱いまして……

**指導課長** 資料を用意しています。少々お待ちください。

委員長 そうですか。わかりました。

それでは、詳しいことはまた後ほど情報提供していただきますが、ほかにご意見は。 松田委員。

松田委員 質問でよろしいですか。

委員長 はい、質問をどうぞ。

松田委員 質問させていただきます。

まず、図書館の選書システムについて教えていただきたい。それが1点目です。それから2点目、市民からの希望があった場合に、それを受け入れられるシステムが整っているのかどうか。また、それに対して可否をどのように決めているのかということです。それから、3点目に先ほど説明で、施設が非常に狭いということがあって蔵書数も限られてくるということですけれども、もし広い図書館の場合にはこの要求を受け入れることができるのかどうなのか。その3点を教えていただけますか。

図書館長 3点ご質問をいただきました。まず、選書のシステムでございますけれども、基本的に図書の選定につきましては、図書館長がその裁量でもって行う形になっておりますけれども、実務的には私の一存で行うわけではございませんで、図書館の中に専門的な職員でございます図書館司書を中心とした図書の選定委員会、これは館長の諮問機関に当たりますけれども、こちらを設けておりまして、その中で選定を行っております。

その選定に当たっては、松戸市の場合は松戸市立図書館図書選定基準という基準を設けております。これはホームページ等でも市民に公表されておりますけれども、この基準に基づいて選定を行っているものでございます。その際に当然どういう図書を選定するのかに当たっては、これまでの貸し出し状況ですとか、あるいは市民のご希望も勘案させていただきますけれども、希望があったらから全ての図書を購入するというわけではございません。当然その基準に基づいて行うわけでございますので、例えばちょっと例を挙げさせていただきますと、楽譜の希望があったとしても、楽譜につきましては1枚物の楽譜というのはちょっと著作権法上の問題もありますので……

**委員長** 事務局の方、後ろにお座りの方発言中ですので静かにお願いします。

図書館長 著作権法上で問題が、支障が生じるようなおそれのあるような資料については当然 購入しないわけでございますので、いろいろそういうものを総合的に勘案して行っているところでございます。あと、今施設が狭いので購入できないということが考えられるわけでございますが、施設が広ければ購入する余地があるのかどうかというようなお話がございますけれども、基本的に教科書につきましては、私どもの場合にはその選定基準の中で関係機関等で閲覧できるようなものにつきましては、そういうところと連携協力して行っておりますので、購入しないという方針を掲げておりますので、仮に現在よりも広い図書館スペースがあったとしても、購入しないことになると思います。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございました。松田委員、よろしいですか。

**松田委員** 最後のところをお聞きします。関係機関で閲覧できる場合にはそちらのほうを利用 していただくということが選定基準の中に書かれているということでしょうか。

図書館長 教科書につきましては郷土資料という取り扱いでございますので、郷土資料につきましてはその類縁機関、関係機関との連携のもとに、具体的にその図書選定基準についてご説明いたしますと、第3条第6項で郷土資料は県内の公共図書館、文書館及び博物館等の類縁機関との連携を密にし、これらの機関との関係を考慮の上収集するというふうに定めておりますので、この考え方に基づいて教科書については具体的に申しますと、市内で採択されている教科書につきましては、これは郷土資料の一環として採用しているところでございますけれども、それ以外の教科書についてはこちらのほうの類縁機関で閲覧等ができますので、収集はしないという考え方に立っております。

以上でございます。

松田委員 わかりました。もう一点よろしいですか。

委員長 松田委員、どうぞ。

**松田委員** 今採択されている教科書については郷土資料という形で図書館に備えており、それ 以外のものは関係機関で閲覧できるので、そちらにお願いするということですね。

それで、関連することとして、教科書というものが郷土資料という形で扱われることは一般的なんでしょうか。

図書館長 いろいろな分類方法があると思いますけれども、松戸市立図書館におきましては教 科書、市内の小中学校で使用されているものについては、郷土資料の中の地域資料という位 置づけにしておりますので、そういう形で収集をしております。

以上でございます。

松田委員 それは松戸市の図書館で郷土資料扱いにしているという、そういう判断ですね。

図書館長 はい。

松田委員 わかりました。ありがとうございます。

**委員長** その件でちょっと伺いたい。それは他の市立図書館等でも同じような形で行われていますか。それとも、そういう情報はありますか。

図書館長 それぞれの図書館で、自治体で判断すべきことだと思いますけれども、近隣で申しますと、例えば我孫子市ですとか、我孫子市では郷土資料という位置づけで収蔵しております。そのほか船橋市、浦安市などでは児童書扱いという形で収蔵しております。それぞれ、

流山市でも郷土資料という扱いで収蔵しているというふうに伺っております。

**委員長** それは、あくまでも採択された教科書についての扱い方ですね。

図書館長 はい。

委員長 わかりました。

ほかにいかがでしょう。

山田委員 ちょっと関連で、郷土資料と何がありますか。郷土資料というカテゴリーがある。 それというのは、近隣の図書館と連携して、つまりどこかでは閲覧できるように整えていき ましょうと。そういう連携、情報交換をしながら、例えばそういうものについてはあそこの 図書館へ行けばありますよとか、あの県立の西部図書館へ行けばありますよとか、連携をし ながら、このエリアで見れるものを幅広くしていきましょうという趣旨かなと思って今お聞 きしていたんですが、違うのかな。

例えば、同じ本が県立の西部図書館にもあるし、松戸図書館にもあるということは郷土資料という今のお話ではないわけですよね。だから、郷土資料じゃないものが何なのかということを、ちょっと教えていただきたいんですが。郷土資料という位置づけでとおっしゃるので、では郷土資料じゃないカテゴリーというのはどういうものなのかという。

- 図書館長 今、西部図書館という具体的なお話が出てきましたけれども、当然郷土資料という 扱いで千葉県の郷土資料という考え方もあるでしょうし、松戸市の郷土資料ということもあ ると思いますし、それぞれの図書館の中で資料の分類を位置づけをして、まさにその図書選 定基準を決めて収集しているという考え方であります。
- **委員長** 全てについての情報があるかどうかは、これはちょっとわかりませんが、ただお調べになった範囲で情報提供していただきました。松戸市は郷土資料という扱いをしているとのことですが、そうすると、松戸市のこの東葛の教科書の採択エリア、それから葛南のエリア、先ほどのお名前が挙がった浦安だとか船橋市は別の採択地域ですから、そこで採択された教科書等は全てさっきおっしゃった範囲では郷土資料、あるいは類似する形で図書館等で収容されている。あるいは、教科書センターではもちろん集めておられるという理解でよろしいですか。
- 図書館長 実際にその教科書を、採択された教科書を収蔵しているかどうかというのは、それ ぞれの図書館の判断でございますので、実際に収蔵していない図書館もございます。例えば、 市川市は教科書を、採択されている教科書について収蔵はしておりません。

委員長 してないんですね。

図書館長 はい。

**委員長** したがって、その範囲で我々の理解としては、それぞれ各地方自治体、自治体ごとの 図書館でもって、基準をつくってやっているという理解でよろしいですね。

図書館長 はい。

瀧田委員 そうですね、確かに図書館事業の先ほどご説明ありましたけれども、1人当たりの 冊数が残念ながら県内でワーストのほうだということは、図書館事業にやはり一つここは新 たに、くさびを入れなくちゃいけない現実だとは思うんです。そのことについて、では何を 入れるかといったときには、図書館選択委員会というのがあるというふうに伺いました。そ れっていうのは内部の人だけで決めている委員なんでしょうか。それとも、外部の委員さん も、外部の方も入っての委員会なんでしょうか。

図書館長 図書館職員でございます。

**瀧田委員** 職員ですね。わかりました。できればこういう選定委員会の中に時折、一般的に言う学識経験者ですか、そういうポジションの方も少し入れて、例えば図書の専門家でいいと思うんです。国立図書館とかいろいろ、その範囲を広げて、そういうところの方にもこの動向というか、そういうことを風を吹かす必要があるかなというふうに、ちょっと私は思って、それはあくまでも私の個人的な考えです。

それからあと、教科書は私も毎年閲覧期間に拝見しに行っています。物すごい量ですよね。 それで、いつ行ってもたいがい私1人です。ほかに見に来ている人はほとんど皆無です。と いうことは関心がないのか、不思議に思うわけですが、とても閲覧はしやすい状態で全体の 本を見ることはできます。ただ、エネルギーが、その1,800冊ですか、それを全部見るだけ のエネルギーはとても持ち得ませんので、ざっと毎年見させていただいていますから、閲覧 は十分している実感は私はあります。

それから、一般的に学校の子どもたちの今使っている教科書に対する一般の人の関心というのは、結構あるのではないかなと私自身は思っています。というのは、どんな教科書か見てみたいなとか、そういうことは時々聞きます。一般市民がわかるように、連携を取れるようにしておいたほうがいいかなというふうに思います。

図書館のスペースがもう非常に狭いですよね。毎年毎年ふえたりもするわけですから、大変な作業になると思いますが、やっぱり教科書コーナーみたいな形で少し考えていくことも、ある意味一歩進んだ考えかなというふうに思います。

やっぱり選定委員会が内部者だけで限界というのはあるかもしれないと思いますが、どこ

まで範囲を広げてお願いしていいのかというのは、私にはわかりませんので、個人的な感想 と意見でございます。

**委員長** わかりました。事務局の方、よろしいですか。教科書センターについて先ほど質問が あった件ですが、これは恐らく松戸市の施設ではなく県の施設になると思います。その件で、 説明をお願いします。

指導課長 教科書展示会の会場について申し上げます。東葛飾教育事務所管内の教科書展示会場は、全部で6カ所ございます。松戸教科書センター、それから柏教科書センター、ここにつきましては土日はお休みでございます。それから、野田教科書センター、流山教科書センター、我孫子教科書センター、鎌ヶ谷教科書センターでございます。一番近い松戸教科書センターにつきましては、本年度6月14日から土日を除く14日間、朝9時から17時まで教科書展示会を開催しているところでございます。

**委員長** それは教科書採択に当たっての新教科書、文科省が認可した教科書のどれを採択する かということについての検証のため、我々や一般の人が学習するためのオープンの機関と、 そういう意味ですね。

指導課長 はい。展示期間を過ぎても教科書を見ることはできます。 2 カ所ございまして、野田の東葛教科書センター、それから松戸教科書センター、これは東葛教育事務所の中にございますけれども、ここで展示期間を過ぎても閲覧できるようになっております。 ただし、土日祝日はお休みとなっております。

**委員長** 確認ですが、採択の対象になっている新しい教科書だけでなくて、今までの教科書も 教科書として発行されたものは全てセンターに収納されているという理解でよろしいんです か。

指導課長 ここに展示教科書としてあるものは、松戸教科書センターの場合は高等学校用、それから中学校用、小学校用、そして附則9条本でございます。

委員長 今までのものが全部あるということですか。

指導課長 過去のものはございません。

委員長 過去のものはない。

指導課長 はい。

**委員長** わかりました。そうすると、新たに採択される可能性のある教科書については教科書 センターに全て収納されていると。それは教科書が採用されている期間はずっとあるという ことですね。 指導課長 はい。

**委員長** 東葛管内では松戸と野田の教科書センター、そこでオープンになるということですね。 指導課長 はい。

山田委員 その運用状況を、もうちょっとわかれば。8時半から5時ですか。

**指導課長** 各教科書センターにおいて時間は違いがございます。松戸教科書センターの場合は 午前9時から17時まででございます。それから、野田の教科書センターにつきましても午前 9時から17時でございます。ただ、野田の場合は土日もやっておりますので、休みはありま せん。これは展示会のときのものです。

学校教育部長 展示会のときだけ。

**指導課長** 今申し上げたのは、展示会のときの時間でございます。

山田委員 年間を通しては同じですか。時間は。松戸は土日はお休みで。

指導課長 はい。年間を通しては土日祝日は、期間外ということです。

山田委員 はい。

指導課長 期間外につきましては、土日祝日はお休みで、時間は一緒でございます。

瀧田委員 その展示についての広報というのかしら、それはどういうふうになっていますか。

指導課長 毎年、広報まつどで周知しています。

瀧田委員 広報まつどですね。

指導課長 はい。

**瀧田委員** では、これで一応全員にはお知らせしていると、市民全体にはお知らせしているということになりますね。

指導課長 はい。

**委員長** 私が先ほどちょっと確認の意味で発言させていただいたんですが、教科書センターというのはどこの管轄の、どこが管理している施設ですか。

**指導課長** 東葛教科書センターのことでございますか。

委員長 東葛教科書センターです。

指導課長 野田にあります東葛教科書センターにつきましては、千葉県が管理しております。

委員長 この松戸の教科書センターは。

指導課長 松戸の教科書センターも東葛教育事務所の中にございますので、場所は千葉県が管理しております。

委員長 千葉県の管理ですね。わかりました。したがって、千葉県が管理しているものに対し

てここで開架時間を長くしてくれとか、あるいは土日も開いてくれというのは、我々が要望 は出すことができても決めることはできないですね。これは千葉県の事務作業になるわけで すね。そういう理解でよろしいですか。

指導課長 はい。

委員長 わかりました。

ほかにいかがでしょう。場所が狭いとか、閲覧の条件をよくして欲しいという要求は、最 終的には千葉県に要望する形になりますか。

**教育長** そういう要望は教科書センターを開催している期間に市民の方々から、そこにアンケート用紙のようなものがあって、集まってきます。

委員長 要望があれば。

**教育長** あるいは選択の会議の中で去年の反省を踏まえてとか、そういう意見は出ていると思います。

**松田委員** もう一つ、質問です。請願書を見ますと、当該者は非常に歴史問題に関心がおありで、教科書にどんなことが書いてあるのか勉強したいということなんだろうと思います。そうしますと、例えば市内に大学の図書館がありますけれども、そちらの教職課程の中にはこういった教科書を備えていないのかどうなのか。もし、連携を図ることができるならば、照会ができるのかもしれませんけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

図書館長 市内には4つの大学がございます。聖徳大学、それから流通経済大学、日本大学の松戸歯学部、それから千葉大学の園芸学部でございますけれども、基本的にその大学の図書館というのは性格として教員、あるいは学生の学習、あるいは研究のための図書構成になっていますので、ちょっとその辺の蔵書構成がどうなっているのかについては、ちょっと私どもではわかりません。

ただ、一般的な考え方としてですけれども、聖徳大学は大学が女子大ということもあって、ちょっと一般の方というのは難しいのではないのかなというふうに考えておりす。あと、流通経済大学につきましては、これは教養課程ということもございますので、入門書が多いということもあって一般の方、市民の方が年間登録料ということで1,000円必要になりますけれども、そのご負担をいただくと貸し出しも、たしか3冊までだったと思うんですが、できるような形になっております。日大の場合は、これはちょっと医療関係の大学ですので、ちょっとよく分かりませんが、専門書が多いので、一般の方のご利用はないと思います。あと、千葉大の園芸学部も園芸関係の本が多いんですけれども、一般の方の閲覧は可能と伺ってお

ります。

それとあと、いわゆる市外の大学につきましても、場合によってはお申し出の内容によって私どものほうで紹介状を作成してご紹介するというケースもございます。

以上でございます。

松田委員 わかりました。

山田委員 いいですか、意見で。

委員長 どうぞ。

山田委員 大体事務局への状況の把握のための質問は一巡したと思うので、ここまでを受けて 個人的な感想といいますか意見といいますかを申し上げたいと思うんですが、以前別の請願 が出たときに、それはある書籍について漫画書籍でしたが、漫画に関して閲覧を制限する方 向の、要は置かないでほしい、これは学校図書館ですが、というものがありました。そのと きの議論の根底には、やはりその情報を知る、情報に触れる権利といいますか、それを制限 するようなことをこの教育委員会で一律に網をかけるべきではないということが大きな流れで、たしかその請願は採択しなかったということだったと思います。

今回のこの図書館に、それでは主に歴史に関してのご意見ですけれども、教科書を置くべきではないかと、非常に関心事だから置くべきではないかというご意見に関して、ではどのようにとらえるべきかということだろうと思うんです。特に問題となっているから歴史というくくり方がいいのかという問題が、私は一つあると思うんですけれども、その教科書を市民が見れるようにするという大きな意味でのことについては、傾聴に値することだろうと思うんです。あとはそれを選定する権限がこの場にはないので、それを一律置きなさいとか、置くなとか、こうするべきだということは図書館の裁量というんですか、その図書館としての自主性を縛ることは私はどうかと思います。

ただ、傾聴に値する意見なだけに、せっかくある、いただいた請願の中で私はどのように、ではこういうことを考えるのかといったことに関しては、もし仮にスペースが広くてもほかに代替の方法があるので置きませんということであれば、あとはその教科書センターとの連携がうまくいっているのかどうなのか、あっちの運営状態がどうなのか、閲覧しやすい状況なのかといったこと等、まさに検討はしていく必要があるのではないかなというふうには思います。ただ、現状今の図書館、松戸の図書館が面積が少なく県内といいますか、全国でもかなり低いレベルでの蔵書数、または新規の図書の購入数、非常にスペースに制限があるという中で現実的にどうするかということに関しては、これはまさに図書館の判断だろうとい

うふうには思います。ですので、視点としてのこういったことに関しては、私は受けとめる べきものはあると思いますが、あとはその図書館との権限との兼ね合いだろうというふうに 思いますけれども、どうなんでしょう。とりあえず意見を申しました。

**委員長** ありがとうございます。山田委員の意見はそういうことです。

それと関連して、先ほどの議論の延長線上で考えますと、今回は歴史分野の教科書を設置して欲しいという請願です。仮に今後違う分野の本、例えば世界の地理に物すごく関心がある、あるいは文化や医学にも関心があるというふうに、幅広くどんどん図書館に市民の皆さんからこういう本を入れてほしいといった場合に、個別的に我々は判断するわけにいきません。他方、図書館では先ほどお聞きする範囲では図書選定委員会があり、司書の人もおり、図書選定基準に基づいて選定している。予算がつくケースや市民の関心事等も含めて総合的に判断してというふうに伺いました。したがって、そういう状況の中で只今の山田委員の意見です。

ほかにいかがでしょうか。

市場委員 本当に山田委員のおっしゃることとほぼ同じですけれども、基本的にやっぱりその情報に知る機会というのは極力確保するべきだというのは、それは基本的な立場の姿勢だと思いますので、図書館はそのために非常に重要な役割を果たすべきですので、それこそ予算が莫大にあって、スペースが莫大にあればいろんな本を置くべきだとは思います。ただ、それが限られているということで現状は難しいということであれば、図書館で置けないのであれば教科書センターの案内をきちんとして、そちらに誘導するようにする。さらに言えば、教科書センターの使い勝手をもっとよくしてもらえるようにお願いをする。そういう努力はするべきなのかなという気はします。

松田委員 いろいろとありがとうございました。私は最初、施設が狭いから置けない、この主張は違うだろうと考えていました。ただ、教科書の扱いについてご説明をいただくと非常にあいまいな部分が残るというのがわかりました。採択されているものについては郷土資料となり、しかし、採択されていないものについてはどうやら不明確である。そうするとこれは一般図書と同じ扱いになるのか。あるいは学習参考書なのか。いろいろ考えるところがありますが、もし、学習参考書類に属するとするならば、例えば高校生や中学生などから要求があった場合に、それに1つ1つ答えていくとすれば、これは図書館の使命からは外れてくるのではないかとも思います。

したがって、その教科書が特別扱いされる理由ということについては、まだまだ知りたい

のが正直なところ残っています。ただ、選書のシステムがきちんとでき上がっていて、それに基づいて総合的に判断をしているのが現状であるということを考えるならば、そして図書館が狭いということが現在では理屈レベルを超えた条件になっているとするならば、せっかく大学等との協定を結んでいるようなところもありますので、そういうほかの施設のことをきちんと紹介をするなりして、この利用に付されるように努力をしていただくのが最も大切なことではないかなと考えます。

以上です。

**教育長** 意見といいますか、いろんな今皆さんのご意見をいただいて、私は事務局を代表する 立場としてそれも含めてですけれども、きょうはこの請願をいただいたおかげでといいます か、やっぱり公共といいますか公的なもののあり方の一つの示唆をいただいたような気がします。きょういただいたこのご意見の中にも、きちんと正しい部分はあります。少し事実の 誤認のようなところもありますけれども、私たちが持っている博物館にしろ何にしろ、いろんな公的な施設の中で、例えば博物館にもこういうものもちゃんと保管して展示していただきたいとか、そういう意見もたくさん来ています。いろんな文化的なものについての取り扱い方というものも、いろんなご意見を伺います。そういう時に、そのご意見一つ一つが恐らくは全部正しいんです。それを私たちは一旦受け入れて、それぞれの施設なり機関なりでそれをどう取り扱うかというのは、それぞれがシステムを決めて進めているわけですよね。

そういう中で、きょうは図書館というのが一つ議論になっているわけですけれども、きょう議論になっている今松田委員なんかにもありましたけれども、やっぱり教科書というものの特殊性というのが、すごくこの問題については難しさを増していると。例えば、先ほどから事務局が説明している教科書センターというのが、逆になぜあるのかというふうに、やはり教科書というものの取り扱い方がほかの図書とは違う部分があるので、わざわざそういうシステムを県や国がそういう法の中で取り決めて持っているわけで、ですからある程度期間を決めてそこで公開をしていると、そういうシステムがあるわけなので、仮にこれをそういう視点を全く無視して、では松戸市では全部というふうになった場合に、全部じゃなきゃ今度はいけなくなる可能性が出てくるわけですよね。一部分だけという部分には、特に微妙な選択の時期などにかかわれば、本当に部分的なものだけのということの議論には、なかなか進められないというふうに思うんです。やっぱりそういう教科書というものの難しさというのが、ここにはあるということです。それをぜひご理解いただきたいというふうに思います。なので、恐らくはこれは全国的にそうだとは思うんですけれども、やっぱり教科書をほと

んど置いてある図書館というのは、ですから多分ないのかなというふうに思いますし、先ほどから事務局のほうで説明しているように、その辺の難しさを含めてやっぱり判断をしなきゃいけないのかなというふうに考えています。

**委員長** 瀧田委員に先ほどご意見をおっしゃっていただきましたが、何か言い足すことはありますか。

瀧田委員 やはり少しずつ変えていかなくてはならない部分というのもあるとは思いますが、 今回歴史教科書だけに集中というのはちょっと置いておいて、その教科書センターというの の役割が、今教育長がおっしゃったようにちゃんとあるのであれば、そのこともご案内、連 携、そういうものをもっと密にする必要があります。松戸の場合ですが、図書館が狭いです し、ほかの要望もいろいろあるんだと思うんです。教科書じゃない要望も。それとの兼ね合 わせの中でどういうことが可能か問題です。教科書センター、それからもう一つの何か郷土 資料館のPRが全くなされていなかったような気がするんです。もう少し市民にわかるよう にしていただく義務はあるんじゃないかなというふうに思います。

その選定委員会というのは、相当本当は権威があるところだと思いますので、その辺でしっかり検討事項として考えていただく必要があるとは思いますが、今のところそのセンターとかで閲覧ができるということがはっきりしましたので。

指導課長 閲覧者の数は手元に持ち合わせておりません。

**瀧田委員** そうですか。ですから、多分関心があったら結構面白い見方をすることができるんじゃないかなといつも思いながら、私は楽しみに拝見しに行っているんですけれども、一般の人はなかなか足を運んでいないのが現状だと思います。

山田委員 あと、ちょっと教育長にお聞きしたいんですが、図書館をぜひ整備していただきたい。というのは、これは根本的なところで、議論は出ていると思いますので、ぜひそれはちょっと、これと関係もありますし、ぜひこれはもうその市の知的レベルを本当にあれするものになりますから、ぜひお願いしたいと思います。

松田委員 そうですね。

瀧田委員 よろしくお願いします。

山田委員 お金が必要なことですから、大変難しいと思いますけれども。

**委員長** 書籍に関する全ての刊行物は国会図書館に行けば全部残っているはずです。学校図書 についても一部はそうなっていると思います。しかし、それは普通の一般市民が見るにはな かなか難しいですよね。だから、国会図書館なり、あるいは文科省なり、あるいは教科書セ ンター等が、ホームページ等でインターネットを通じてそれを読めるようにすることも、検 討に値することかもしれません。

という意味で、私が教育委員になってわずかだったと思いますが、松戸市の図書館をもう一度根本的に見直そうよという声が一部ありました。そこは情報メディアセンターとして、図書館だけでなくてメディアセンターとしての役割を持った図書館をつくろうというふうな意見もありました。そうすると、図書は電子媒体機能を有することになります。CD-ROMだとか音楽関係、芸術関係も、これをできるだけ入れようとする。そうなると莫大なスペースと、それからコストと人的な配慮が必要になってきます。そういう意味では、簡単にこれ欲しいなんていう要望が通るとは思いません。しかし、そういう市民の要望、学生の要望、一般の人の要望が、それぞれの機関が真剣に考えていく必要はあると思います。

山田委員と市場委員がおっしゃったように、情報は開示する、それから知的欲望はとても 重要なことですから、なるべくそれに応えるような施設はつくっていく必要があるという意 味では、皆さん同じ思いだと思います。

#### 松田委員 そうです。

**委員長** だから、教育長がさっきいみじくもおっしゃった、こういう請願が出てくることは一つはいいことかもしれません。その一つの主張としては正しいとおっしゃった。まさにそうだと思います。

そんなところが皆さんのご意見かなと思いますが、事務局で何か追加することはあります か。図書館長、それでよろしいですか。

- 生涯学習部長 教育委員会議の中でも図書館の充実等の話も過去にも出ていましたし、今日も 出たんですけれども、図書館の整備となるとかなり規模の大きな費用のかかることですので、 急にはできません。そこで、松戸市の図書館というのが、今現状は本館1館と19分館あるわ けですけれども、今後どういう図書館の整備が松戸市にとってふさわしいのかというような ことを、教育委員会のほうから投げかけていただくような形で、来年度1年かけて検討させ ていただきたいなと考えております。
- **委員長** なるほど、そうですか。わかりました。いずれそういう検討委員会を開いて、我々も 議論しましょう。

ほかに、何かご意見ありますか。なければ、そろそろ1時間になります。請願について採択するということでよろしゅうございますか。採択するかどうかということの採決をしたいんですが、よろしゅうございますか。

やり方ですが、この請願を採択するということに賛成の方は挙手というやり方で採決した いですが、よろしゅうごいますか。

山田委員 採決を2回やるということですか。1回でいい。

**委員長** 最初に、採択するかどうかという挙手をお願いします。そのあと、確認の意味で採択 しないということの挙手をお願いするということでよろしいですか。

瀧田委員 もう一度。

委員長 同じことかもしれませんが。

山田委員 採択は何、歴史教科書を入れますという。

松田委員 「入れます」ということですか。

**委員長** 請願を受け入れるということです。請願を採択するかどうかです。

松田委員 請願を採択するかどうかですね。

**委員長** それの採決をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。方法についてもそれでよろしいですか。

瀧田委員 条件なしですね。

松田委員 条件なしですね。

委員長 請願については、いつもそうやっています。

瀧田委員 わかりました。

**委員長** それでは、請願1号は採択するということに賛成の方、挙手をお願いします。0です。 それでは、請願は不採択ということに賛成の方は挙手をお願いします。全員が不採択とい うことです。

したがって請願第1号は不採択となりました。

傍聴人の方の退席等は、傍聴人規則には特に書いてありませんので自由ですが、委員会会 議の進行の妨げにならないような形でご退席願います。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議案第11号

**委員長** それでは、次に議案第11号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育企画課長 初めに議案第11号につきまして、先にお示しした議案を差しかえさせていただ

き、ご審議いただきますようお願いいたします。ご迷惑をおかけいたします。

このたび、議案第11号において教育委員会内における教育機関の位置づけについて規則改正を行う予定でしたが、内部で精査した結果ほかに関係する例規に影響を及ぼすことが判明したため、今回の改正を見送ることといたしました。今後次年度改正に向け十分に精査し、関係例規を整備してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いをいたします。

それでは、議案第11号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、生涯学習部に生涯学習推進課を新設し、その所掌事務を整備 するためご提案するものでございます。

差しかえ後の資料3ページ、新旧対照表をお開きください。昨年4月の組織改革から1年を経過するに当たり、1年間の運用実績等を考慮し、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正するもので、初めに教育委員会内部に生涯学習推進課を設置するため、第3条を改正をいたします。次に、同規則別表事務の所掌事務について一部改正を行うものでございます。社会教育課の事務分掌に郷土遺産基金に関すること及び生涯学習推進課新設に伴う課名及び事務分掌を加えるものでございます。なお、生涯学習推進課事務分掌にあっては現行の公民館業務に加え、新たに家庭教育の支援に関することを加え、改正するものでございます。

4ページをお開きください。松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則の改正になります。生涯学習推進課の事務分掌の制定に伴い、松戸市公民館管理規則について一部見直しを 行うものでございます。以上が規則の改正内容でございます。

本規則の条文につきましては、資料記載のとおりとなります。施行日は本年4月1日を予 定しております。

説明は以上でございます。ご質問につきましては、担当課が対応をさせていただきます。 ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

**委員長** ということは、議案第11号は、我々はきょう何をどう扱ったらいいんですか。これは 審議して結論を出すんですか。

教育長 こっちで差しかえて。

委員長 この新しいほうの差しかえで。

教育企画課長 差しかえのほうでご審議をお願いします。

委員長 わかりました。

では、ご説明は以上のとおりですが、これから質疑及び討論を始めます。

事前にお配りしていただいた資料を読んで、私なりにおやっと思ったものが恐らく事務局で案にしていただいたと思うんです。どういうことかというと、これは松戸市公民館規則も同時に改正する議案なんです。ということは、表題のところは組織に関する一部改正であって、それには公民館は入っていなかったです。現実は公民館規則改正することになりますよね。ということが、わかったということの理解でいいんですか。

**教育企画課長** 一番初めにお配りした資料の中で、第7条松戸市教育委員会が所管する教育機関の所属を定める規定を設けようと思ったところですが、この規定を設けることにより幾つかの例規を同時に改正をしなければいけないというふうに、少し見過ごした部分がございました。そこを全て調整した上で再度提案するには、今回ちょっと間に合わないという部分がございまして、第7条の変更について今回は見送らせていただいたと。

**委員長** 7条の変更は見送るとなると、我々がきょう審議すべきことは、どこになりますか。

**教育企画課長** 新旧対照表 3 ページをごらんいただきたいんですが。第 3 条の所属を設けると。 所属を明記するところでございますが、その中に生涯学習部の中に今回生涯学習推進課を新 たに設けるということになる。

委員長 それを審議して欲しいと。別表についてのみ。

**教育企画課長** 別表につきましては、社会教育課の事務分掌に郷土遺産基金に関すること。を 新たに設けるということになります。

委員長 そういうことですね。

**教育企画課長** はい。それと、あと生涯学習推進課を新たに設けたことによりまして、事務分 掌を定める必要が生じたということです。今回の生涯学習推進課につきましては、もともと 公民館が母体になる組織でございますので、公民館管理規則の中にうたっておりました事務 分掌を一部、生涯学習推進課のほうに移行したものでございます。その関係で公民館規則の ほうを、あわせて改正をさせていただいたということでございます。

委員長 公民館規則、公民館の施設及び管理に関する、かな……

松戸市公民館管理規則ですね。いただいているこれを、なるべく参照するようにしています。全体を知らないと、なかなか改正部分等だけを議論してもつながりがわかりませんので、なるべくこれを見ながら議事を進行しているつもりです。

したがって、ちょっと整理がつかない部分もありますが、きょうの議題は確認させていた だきました。3ページの改正案のところにあるように、3条の中に現行の社会教育課の下に 生涯学習推進課というのを、新たに設置したいということをお認めいただきたい。別表のその下の段にある生涯学習推進課の事務事項としてこういったことを追加したいということが 議案ですね。

教育企画課長 はい。

**委員長** それに伴って公民館規則のこの削除の部分が並行して行われる、これもご承認いただきたいということですね。わかりました。

山田委員 今一度確認です。別表の……

**委員長** まず、生涯学習推進課ということを新たに設けたいというこの3条については、いかがでしょう。

山田委員 それはいいです。

**委員長** よろしいですか。そうすると、その機能をどうするかということですね。

山田委員 はい。

**委員長** わかりました。それでは、別表になります。どうぞ。

山田委員 郷土遺産基金というのは、昨年発生させたもの、発生したものですね。

教育企画課長 そうです。

教育長 資料館の閉館に伴い。

**山田委員** 新松戸の郷土資料館の閉館に伴うものです。それをここに位置づけるということは、 了解しました。生涯学習推進課が公民館が担ってきたことを、公民館管理規則に入っていた ものをこちらに移し、そしてここに家庭教育の支援に関するものというのは、もうこれがい わゆる公民館と一緒に移ってきたと言いましたけれども、よろしいんでしょうか。

委員長 どうぞ。お願いします。

公民館長 若干ご説明をさせていただきたいんですけれども、まず管理規則のほうなんでございますが、実は昨年度機構改革を行ったときに社会教育課から大きく公民館のほうに事業を移させていただきました。そのときに、細かい事業を管理規則の中にうたわせていただいております。本来であれば社会教育法第22条を受けた公民館の事業ですので、あまり細かいものはいかがなものかということもあったんですが、うたう部分がございませんでしたので、ここに無理やりと申しますか、管理規則の中に入れさせていただきました。今回新たに生涯学習推進課という課を設けまして、そちらのほうに細かな事業を集約させていただきましたので、それにつきましてはもとに戻させていただいた。公民館の管理規則につきましては、ほぼ前年の形に戻させていただいたという状態です。

なぜそういう状態が発生したかと申しますと、その事業が社会教育課から公民館という組織に移ってきました。公民館が、いわゆる公民館という社会教育機関、社会教育施設を使って公民館事業だけを行っているときには、公民館という組織の名称で通りがよかったんです。いわゆる博物館であるとか、図書館であるとか、戸定歴史館とか、設置条例があって、そのままの事業を行っている機関、組織であればようございました。しかし、文化団体関係、文化祭の関係であるとか、社会教育関係団体、また文化ホールの管理であるとか、種々多くの事業が公民館という課に移されてきてしまった。その場において、社会教育関係団体の方たちが非常に混乱を、瀧田委員はよくご案内でしょうけれども、生んでしまったということが一番の今回の名称変更の大もとではあります。

それでしたので、ここは課の名称自体を他市ではよく生涯学習課という言い方がありますけれども、本市では生涯学習推進課、市民の生涯学習活動を支援する課であると。実務を行う課であるという名称にさせていただいて、以前公民館の管理規則の中には家庭教育学級の開催に関するものという項目があったんですけれども、そちらに関しましては教育委員会全体として、いわゆる家庭教育学級のみしか家庭教育支援を行っているという表記がなかったので、今回新たに生涯学習推進課を設けたときに、家庭教育学級のみならず市全体の家庭教育支援を考えていくセクションを、私どものところに位置づけるべきであるというふうに判断させていただいて、入れさせていただきました。

具体的にこれからどのような形でやらせていただくかは、これからの問題になると思いますけれども、そういう状態がありまして家庭教育に関することという新たな名称を加えさせていただいております。

- **委員長** ただいまの説明でわかりました。この現行と改正案の比較を僕は拝見しまして、その 規程集と対比したんです。規程集は平成25年度分ですから、古いんです。古いのは、この改 正後のこの条文そっくりなんです。つまり、今もとに戻るとおっしゃった。つまり、こっち のほうはもとのままなものですから正しいので、何で何がどうなっているのかなとちょっと 疑問だったんです。ただいまの説明でわかりました。もとに戻るということです。
- **教育企画課長** 今回その公民館の組織自体が生涯学習推進課という母体ができて、その中に公 民館が入るという形になりますので、だから議案第12号でもご説明いたしますが、当然定数 に影響が出ます。
- **委員長** そういうことですね。関連ということで確認しただけですので、その審議はまた後ほどしますが、そうすると議案第11号につきましては、3ページのその3条に生涯学習推進課

を新たに設置するということのご承認をいただきたい。その機能役割分担としては、別表の 生涯学習推進課に書かれている事項がそうであると。それに伴って松戸市公民館管理規則の 関連する条文がなくなって、この別表に入った分がありますが、したがってここの条文は旧 公民館規則の条文に戻ると。そういうご理解です。よろしいでしょうか。

市の組織変更に伴ってどうなるかということは、ここでも大分議論しました。やってみて、不都合があったり、あるいはいろいろ問題があったら、考えましょうということは、そのとき意見交換しています。ということで、今回、生涯学習部の中にこういった生涯学習推進課を入れるほうがいいだろうというご判断ですね。その中で、山田委員がいつも心配されておられる家庭教育のことを、少し真剣に考えていきましょうというふうに理解していいでしょうか。家庭教育のことを考える場ができたということです。

**松田委員** 第3条については、異論は全くありません。別表のほうの事務の概目ですけれども、 家庭教育を入れたことについては、大英断として評価すべきだと考えます。

質問は、その1項目と2項目です。

各種の講座、講演会等の実施に関することと書いてあり、先ほどの説明によりますと、それを事業として推進する課なのだと聞かせてもらいました。すると、この企画を担うのはどこの課なのか説明をお願いしたいと思います。

そして、2項目に文化事業に関することということになっていまして、公民館のほうでは 文化事業の開催というようなものが現行の管理規則の中には示されています。そうすると、 新しい生涯学習推進課のほうでは文化事業に関することというのは、今度はもっと広く扱わ れるようになるんですけれども、具体的なイメージを教えていただきたい。違いです。要す るに、公民館との違いを説明をいただきたいということ。

この2点です。1項目の実施ということの詳しい説明と、それから文化事業に関すること というのが、公民館の場合と少し表現が変わってきているので、この辺の話をご説明をいた だきたいと思います。

公民館長 まず、1点目の各種講座、講演会等の実施に関することの企画部分ということでございますけれども、表記はされてございませんが、企画も含めた実施というふうに考えております。生涯学習推進課がいわゆる公民館、それから青少年会館、それから文化ホール等の各社会教育施設の事業全体を掌握しておりますので、それぞれで行う講座、講演会等のイベントも含めた企画、実施に関することをまとめた形でこの第1項に表記しないと、生涯学習推進課の性格があらわれてきませんので、ちょっと稚拙な表現になってしまったのかもしれ

ませんけれども、そういった各社会教育施設を拠点とした事業を企画実施すること、それを 含めて実施という表現にとどめさせていただいたというふうにご理解いただければと思いま す。

それから、文化事業に関することでございますけれども、先ほども若干ご説明しましたが、かつて社会教育課が担当しておった例えば文化祭であるとか、美術展、書道展、その他文化的な事業につきましても、今の公民館という課が所管してございます。それはかつての公民館がやっていた事業とは、もっと広い意味の文化事業という形に今位置づけられておりますので、そういった包括的な意味合いで文化事業に関する云々という形に表現させていただいております。

少し舌足らずといいますか、表現が足らないのかもしれないんですけれども、ご理解いた だければというふうに思います。

松田委員 どうもありがとうございます。よろしいですか。

委員長 松田委員、どうぞ。

松田委員 全てに関することという文言があれば、今ご説明いただいたような企画、実施が含まれることについて納得できますが、1番目に実施という言葉が強調されており、生涯学習推進課が事業課のイメージが強く植えつけられてしまっていると思います。やはりこの教育委員会の事務局としては政策を担う、またはそういうことを総合的に考える課でなければならないと思いますので、この実施というのは必要なのかどうなのか、をもう一度ご説明いただければと思います。

公民館長 先ほども委員長さんもご意見をおっしゃっていましたけれども、公民館の機構改革でやはり教育委員会の生涯学習部の中には教育企画課がございます。それから、社会教育課がございます。そして、今回新たに生涯学習推進課を設けようとしております。なかなかこれにつきましては、ではどういう役割分担があるのかというのが、なかなか見えづらくなっております。それは実際、本会議等でもご指摘いただいております。我々としては事業課だというふうには思っております。教育企画課、それから社会教育課が生涯学習部の統括課でございますし、来年度松戸市の社会教育計画を策定しようとしておりますので、いわゆるその組織としての企画部門としては社会教育課だというふうに思っております。

我々はその理念のもとに各講座であるとか、講演会とかの具体的な企画と実施を行うというふうに位置づけられているというふうに考えております。ですので、私がさっき言った企画というのは、実際のその中身の企画という意味合いで使わせていただいておりますので、

政策的な部分につきましては生涯学習部としては社会教育課が担っていくのかなというふう に思っております。今、少しその整理はまた次年度の課題とさせていただければというふう には思っております。

委員長 よろしゅうございますか。

松田委員 いや、よくないです、私は。

委員長 よくないですか。

**松田委員** そうしますと、社会教育課の下というふうな位置づけになってしまうということで すか。独立していないわけですから。

委員長 独立はしていないということですよね。

**松田委員** 今のご説明ですと、社会教育課が企画したものを、生涯学習推進課が実践していく 課なんだというふうな説明をいただいたんですけれども。

公民館長 そうですね。いわゆる松戸市の社会教育行政全体という意味合いでは基本的な計画 を考えるのが社会教育課だと思っています。その基本的な計画、基本計画にのっとって我々 は事業を実施、推進していく課であるというふうに考えております。ですから、そこが上下 関係とおっしゃるのであれば、まさにそう認める形にはなりますけれども。

**委員長** そこのところは委員の皆さん、急に頭の中を整理できるかどうかちょっとわかりませんが、簡単に整理してみます、従来生涯学習部の中には社会教育課とスポーツ課がありました。それに新たに生涯学習推進課を設けたいということです。そこの役割分担というのは、社会教育課に基本的にあるものを、一部分は生涯学習推進課に移していこうということですね。公民館とのかかわりや家庭学習ということもあるので、そっちのほうを大事にしたい。家庭教育を大事にするということもあって、課を別にして、それで社会教育課では確かに基本部分、政策等を考えるけれども、やっぱりそれとは違う課も必要だなということが事務局のお考え、あるいは経験則ですか。

公民館長 委員長のおっしゃるとおりであると思います。

委員長 そうですか。

公民館長 実際に25年度の機構改革で大きく事業を移させていただきまして、社会教育課は社会教育の企画部門であると。政策を考える、立案する部門であるという位置づけにさせていただいて、多くの事業を公民館に移させていただきましたので、我々は事業課だというふうには考えております。ですので、ただ名称が社会教育課、生涯学習推進課、少し混同しやすい名称のままになっていますので、そういった部分の整理はもう1年かけて必要になるのか

なというふうには考えておりますが、その事業は実際の事業が移ったことからこういった必然性が出てきて、課としての公民館という名前では議会から、一般市民の方たちからの誤解を受けやすいので課名を改めさせていただきたいというのが趣旨であります。

松田委員 私、先ほど家庭教育をここで取り上げた価値は非常に大きいと申し上げました。全国に先駆けてこういった部署を制定するということは、非常に大きい価値があると思っていました。しかし、今のお話ですと社会教育課で家庭教育について何か論ずることがなければ、生涯学習推進課ではこれは名前だけだということになってしまうという、そういうことになります。それだったら、私は意味がないのではないかと思います。家庭教育を生涯学習の視点で考えるから意味があると思いますが、いかがでしょうか。

#### 委員長 そこはいかがでしょうか。

これは全て公民館長にお答えいただくのは無理な面があって、そういう意味では社会教育 課とスポーツ課は、これは生涯学習部長が全て管轄しているわけで、そういう点では全体像 は恐らく部長が一番ご存じだと思います。何か、お願いします。

生涯学習部長 今、松田委員のご質問のような点は多少わかりにくいかなと思っていますので、 当然の疑問だと思います。公民館長が今答えたとおり社会教育課から公民館のほうにいろい ろな事業を移してきましたので、公民館はいわゆる事業課ですけれども、ここに書いてある ように家庭教育に関する事業もやっておりました。それを今度は生涯学習推進課とすること によって、文化団体の窓口も一本化できて、広範な生涯学習を支援する事業の推進課という ふうになったと考えております。

そして、家庭教育の支援に関することの企画については生涯学習推進課でやってもらって もいいのかなと考えています。それで、公民館長が言うように今後の整理で、変更させても らうかもしれませんけれども、当面は生涯学習推進課の一部は企画があってもいいんじゃな いかと考えています。

#### 委員長 というご説明です。

**松田委員** では、大変恐れ入りますが、今の説明の中で生涯学習推進課が事業課であるという 認識は、撤回していただくことはできますか。

**生涯学習部長** 事業を行っているものが非常に多いものですから、そういった意味で事業課というふうに表現させていただきましたけれども、一部は企画も担っておりますので、一言で 事業課というのは表現が誤っていたかもしれません。訂正させていただきます。

松田委員 わかりました。ありがとうございます。

**委員長** そうすると、実施とあるところを企画・実施というふうにすれば広くなる。ポツの上 2つは総論で、下のほうは各論なんです。したがって、総論のところはなるべく広くして、 企画も入りますよというふうに入れておけば無難ですね。そういう意味ですね。

松田委員はい。そうしていただければ、納得できます。

**委員長** いかがでしょう。それを入れてはまずいというのであれば、無理に入れることはありませんが。

**生涯学習部長** 今のご提案については、こちらで修正させていただきます。

**委員長** 文書化との整合性もありますから。どうぞ。

**教育企画課長** 今回ご指摘をいただいた実施に関することの前に「企画・」を入れることで修 正案として提出すると。この口頭ですけれども、提案をさせていただきたいと思います。

**委員長** はい。ここで修正するのは一向に構いませんから。事務局がそれで構わないのであればということですよね、松田委員、納得できますか。

松田委員 はい。ほかの委員の先生方は。

委員長 いかがでしょう。

**山田委員** ありがとうございます。家庭教育の支援に関することということが、家庭教育学級という言葉から変わったということの意味というのは、松田先生がさっきおっしゃったように大変大きいと私も思っています。それがなぜ公民館課だったのかというところはここで、その名称の変更とともにある意味少し解決されたように思うのですが、そこから後もご指摘があり、やりとりがあったことの中で一歩と。また改めて見直しをされて、また位置づけについては進化させていくというふうに理解はいたしました。

今も企画を入れるという、その講座、講演会等の実施のところの企画ということが入ることで、この家庭教育の支援に関することについても能動的に考えることができるという理解でよろしいですか。

**委員長** そうです。等ですから解釈としてはそうなります。

**教育企画課長** 先ほどご提案しました実施の前に「企画・」という方法が1点ございます。それと、実施という部分を削除しまして直接講演会等に関することという記述であれば、広く解釈できるのではないかという方法もございます。

委員長 削除する。

松田委員 カットしていただくほうがいいですね。流れが。

委員長 それもありですね。

**教育企画課長** 2点、私どものほうからご提案を差し上げて、ご審議をしていただければと思います。

委員長 わかりました。

ポツの2番目は、文化事業に関することとあり、これは企画、実施じゃないですよね。そうすれば最初のほうも、講座、講演会等に関することにすれば、それは文書上は統一がとれます。たしかに実施というと、では企画も必要じゃないかとなります。具体的に言えば、そういうことですね。

**山田委員** もう一回ちょっと教えていただきたいんですが、社会教育課で策定する社会教育計画。 画でしたか、社会教育計画。

生涯学習部長 社会教育基本計画。

山田委員 基本計画の中に家庭教育のことが入るんですか。

生涯学習部長 入るんです。

山田委員 入るんですか。そうすると、社会教育の中の家庭教育という位置づけになるということ。例えば、その学校教育との連携が非常に重要なように私は思っていたんですが、そこら辺は同じ教育委員会ですから、別に情報はあれなんでしょうけれども、やりとりはされているんでしょうけれども、社会教育の中の家庭教育で、もちろん学校教育の中ではないだろうということはわかりますが、ではその中で家庭教育については社会教育課が毎年そこに触れていくと。今後、触れていくというふうに理解していいんですか。

**教育長** 家庭教育については、要するに社会教育の中で、もちろん議論して基本計画の中に含んでいきたい。でも、これは学校教育の中でも家庭教育というか家庭学習、学校教育部になれば家庭学習という言葉に多分変わると思うんですけれども。あるいは子ども部の中では、また違う意味での家庭教育という部分が出てきます。さまざまなところとの連携がどうしても必要になりますから、その中の一つとして社会教育の中の家庭教育というふうに、多分まとめていく必要性が出てくるのかなと思います。

**山田委員** そうすると、ここの職務分掌、事務の概目に載っているということは、それについて基本計画の中では毎年触れざるを得ないというふうに考えていいわけですね。

教育長 そうですね。

山田委員 わかりました。

**委員長** ここは、松戸市の機構改正のときに一部議論したかもしれません。記録には残っているかもしれません。しかし、先ほどありましたけれども、教育基本法を改正し、家庭教育が

社会教育から出た、ときに家庭教育をどうするかということは、やっぱり各市町村が悩んだ点だと思います。だから、松戸市は先駆けとしてでもいいから、この教育委員会の中に生涯学習部に置くかどうかはともかくとして、社会教育課があり、スポーツ課があるのであれば、家庭教育課があっていいんじゃないかということになります。

いずれに収れんするかはわかりませんが、今のところ家庭教育の扱いは、皆さん悩んでいることは事実です。国家が関与できない、行政は関与できない。だけれども、家庭教育は基本法ではっきり規定している。だから、これは大事にしなければいけないことは確かです。でも、具体的にどうするかというのはやっぱり難しい。一つずつ経験やノウハウを蓄積していくしかないでしょうね。とすれば、それぞれの領域でもって考えてダブるところがあれば、それはお互いに連携を取りながら、どうしたらいいかということをやってもいいので、何々課だからこれしかやれない、これをやっちゃいけないということではない。

松戸市としては、子どものいじめの問題について、議会が採択してくださったように松戸市全体で考えるという問題だというのと、ちょっと似ていますね。家庭教育って本当に大変だと思います。松戸市全体で考えなきゃいけない問題ですよね。子育てに始まって大変な問題ですから、こういうことで事務局案としては社会教育課でも考えるけれども、生涯学習推進課でも考えることには、これは間違いないということははっきりしました。

問題はそうすると、この掌握事項の事務掌握される各種の講座、講演会等に関することに するか、企画・実施にするかという文言上の修正、あるいは訂正をここで決めればよろしい ですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** いかがでしょう。最後に課長が掲示してくださったように、講演会等に関することと のほうがすっきりしていいですね。

松田委員 そうですね。

委員長 皆さん、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長わかりました。ありがとうございます。

ということで、ではそこはすっきりさせましょう。原案にある文言から「の実施」を削れ ばいいですね。

ほかには、この管理規則の改正についてはもうもとに戻すということだけですので、これ はいいと思います。 いかがですか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第11号を採決いたします。

議案第11号につきましては、ここで修正した原案を採択する。これを決定することにご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第11号は修正した原案どおりに決定いたしました。

◎議案第12号

**委員長** 次に議案第12号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

**教育企画課長** 議案第12号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する 規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、各所属は所掌事務の一部変更に伴い定数配分を変更するため、 ご提案するものでございます。本議案は、ただいまご審議をいただきました議案第11号「松 戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」と 同様に、1年間の運用実績等を考慮し、適切な職員定数の配分を図るため、ご提案するもの でございます。

議案3ページをごらんください。このたび組織改正により、公民館に配分していた定数が 生涯学習推進課新設により事務局に入ります。次に、教育企画課で行っているスタッフ業務 について、教育研究所に事務移管することにより教育研究所は8から11に、市立高校の定数 は新たに教頭を複数配置することにより、また現状に合わせて69から72となります。このこ とによりまして、差し引き6人分と公民館の定数分を事務局定数で調整し、事務局定数は 175となります。なお、総数512は変更はございません。

以上が規則改正内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

委員長 ありがとうございました。

議案第12号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。先ほどの議案第11号で細かく議論しましたので、こ

の公民館の16の人数が基本的には事務局に移り、各部署がそれぞれの権限、配分等によって 特に教育研究所に3名追加され、市立松戸高校についても3名の追加がなされるということ です。512という定数についての変化はありません。

いかがでしょうか。特にご異存はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** これは組織の改正と、あるいは運用したノウハウ蓄積によって、今後も場合によって は変わることもあり得るというふうに理解しておいていいんだと思います。

それでは、議案第12号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。 議案第12号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第13号

**委員長** 次に議案第13号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。 ご説明願います。

スポーツ課長補佐 議案第13号の説明をさせていただきます。「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、別紙のものを松戸市スポーツ推進委員に委嘱するものです。

提案理由としましては、松戸市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新委員を委嘱するためでございます。スポーツ推進委員は各地区の市政協力委員、地区長に推薦をお願いしております。2ページの本町地区から5ページの新松戸地区までが市政協力委員、地区長から推薦をいただきました名簿となっております。任期は平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間でございます。

6ページに地区別集計表がございます。各地区への推薦依頼人数は合計で123名でしたが、 推薦いただいた結果、男性74名、女性35名、合計109名。そのうち新任は6名、再任103名で ございます。退任は7名でございました。なお、推薦依頼の人数123名と推薦いただいた人 数109名の差は、全体で14名となっております。依頼人数に至っていない地区の地区長には、 推薦の依頼をお願いしております。

以上、説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。

議案第13号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

**瀧田委員** 任期内で大変だと思いますけれども、やはり小金にはちょっと問題も残っていますね。何かやめた方が5名いらっしゃって、そして新任が1人ですね。スポーツイベントって結構大変なので、あと6人定員があるわけですから、少なくとも女性を2人ぐらいを推薦していただくように声かけをしていただきたいなというふうに思います。地区長にお願いするだけでなく、スポーツ課のほうから事業説明をしていただくとちゃんとそれに適応した人材が来ると思います。実際にスポーツの普及を子どもや若い人たちに指導していくのがスポーツ推進の仕事だと思いますので、その点を強調して、ご推薦をしていただきたいと思います。それから、各地区運動会をやるように補助金が出ていると思うんですが、今も出ていますか。

スポーツ課長補佐 はい。出ております。

**瀧田委員** 出ていますね。去年初めて小金が運動会をやったというふうに市民から聞いておりますので、そういうことのないようにやはりスポーツ課のほうから指導、支援をしていただいて実施可能なようにお願いします。多分これだけの人口数のところに5人しかいなかったら、1人は新人ですから、とてもとても運動会なんか実施できないと思います。そのときはやはり少し支援していただいて、できる方向に持っていかないと、そこの地区だけが欠落してしまいますので、よろしくお願いします。

市全体でやめた方が、7人ですよね。そのうち5人が小金というのも何かあったとしか思えませんよね。その辺は地域のことだからと限界というのも多少あるでしょうけれども、やはりスポーツ課としてあるべき姿というのを、ある程度ご指導いただくというのは大事だと思います。市民とスポーツ課との間が離れてしまったということがありませんか。今までどおり市民がしょっちゅう窓口に来て、困ったことに頭を悩ませるということで、日々訪れていますか。

スポーツ課長補佐 やはりちょっと場所が……

瀧田委員 行かないですよね。

スポーツ課長補佐 ええ、運動公園から変わりましたので、ちょっとそういうのは機会は少なくなっていると思います。

瀧田委員 そういうふうになっていくと、困るんですよ。みんな専門家じゃないし、どうやっ

ていいかわからないので、そこはスポーツ課の方も専門家というあれではないでしょうけれ ども、仕事の上ではそれだけの任務があると思いますので、地域スポーツの振興という意味 で頑張ってお願いします。

総合型スポーツクラブも、県の予算がもう今年で打ち切られるんでしょう。

# スポーツ課長補佐 はい。

**瀧田委員** そうしたら、あと自分たちで予算工面に実際に実行できるかすごく不安ですよね。ですから、その辺も市のマスタープランで始めたのですから、予算とかその事業に関しては 軌道に乗るようなご指導というのをやっていただかないと、不安定だと思います。各スポー ツ団体にお任せで、予算が全くなくて何が出来るのですか。国で決めたことでしょうから当 然市のほうもそれだけの役割で課させしていただいて、すべての人がいつでもどこでも何の スポーツでもできる環境づくりをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 以上です。

### スポーツ課長補佐 わかりました。

**松田委員** 最初は質問です。かつて補充人事のときに、いろんな話し合いを行ってまいりました。例えば、課長からは熱意が非常に重要なんだというお話がありました。スポーツ基本法の中には、スポーツの実技の指導をすることができるものと条件が書かれていますので、そういうことも含めて年齢をどう考えたらいいんだろうかなど、様々な問いかけがなされてきたように思います。その際、回答はいつも同じで、今度任期満了にともなって大幅な改定が行われますので、このスポーツ推進が変わりますと、こうお答えをいただいてきた経緯があります。

今回、市政協力委員の方から推薦をいただいたということ、このシステム自体については 異論はありませんし、スポーツ基本法の中にも社会的信望があるということが人選の条件に なっていますから、推薦された方については異論ありません。しかし、その前の手続として、 教育委員会から市政協力委員に対して、こういう人を推薦してほしいということをお願いし たのかどうかお答えいただきたい。私達と事務局の約束も踏まえ、どのような形で推薦を依 頼したのか、それをぜひ説明ください。

スポーツ課長補佐 推薦に当たりましては、地区長さんのほうに候補者として望まれる資質ということで、スポーツ推進委員の活動内容ではスポーツの実技やスポーツの運営、行事の運営や協力ということと、あと社会的信望があるという方をお願いするということと、あとスポーツに関する深い関心と理解がある人をお願いしますというものです。それとスポーツに

関する知識と体力があるという方、あと最後にスポーツに対する熱意のある方、こういう方 をお願いしますということで依頼をしております。

松田委員 年齢のことはないですか。

スポーツ課長補佐 そうですね。年齢によって何歳以上とか、何歳以下でなくてはだめという 規定のほうは盛り込んではおりません。

**松田委員** それから、再任の再任何回目かというふうな、そういうような条件もつけていらっ しゃらないということですね。

スポーツ課長補佐 そうです。そういう規定も設けておりません。

松田委員 そうです。それは知っています。

バランスを取ってというふうなことをお考えいただくということが、これまで私どもはそれで了解をしてきたような経緯があるんですけれども、所管課としてはこれについて、例えば年齢等のバランスについては取れているというふうにお考えでしょうか。

スポーツ課長補佐 年齢については地区によってばらつきがございますので、必ずしもバランスが取れているとは考えてはおりません。

松田委員わかりました。

**委員長** そうですね。住民の年齢構成によっても差が出るでしょうからね。それはわかります。 瀧田委員からご希望、ご指示がありました。また、今松田委員の地区の推薦委員に依頼する ときの希望もありました。きつい条件にすると、推進委員も渋ると思いますから、こういう 基準で希望しているという伝え方でいかがでしょう。

松田委員 それはそうかもしれませんがちょっと。ではもう一つお願いします。

委員長 お願いします。

**松田委員** 今のご説明の中に男女のことはありませんでしたので、市政協力委員については、 その辺はお伝えはしていないというふうに考えてよろしいですね。

スポーツ課長補佐 推薦に当たっては、男女の区分は特に言ってはおりません。

松田委員 わかりました。

**委員長** 確認ですが、今松田委員が市政協力委員とおっしゃいましたが、それは推進委員、ど ういうつながるんですか。

スポーツ課長補佐 市政協力委員の中の地区長さんに推薦を依頼しているということです。

委員長 地区長に依頼している。

スポーツ課長補佐はい。

山田委員 これはこれとして前から同じようなことなんですけれども、やっぱり平均年齢がここで60.4。恐らく、やっぱり徐々に上がっているんじゃないでしょうか。これちょっと比較がないのでわかりませんが、1年たてば1歳ずつ上がるので、ここでやめた方が7名で入った方、新任が6名ですか。という状況ですので、そこで若干のこの新陳代謝というか、年齢的な若返りはあるのかもしれませんが、先ほど問題の小金に至っては5人やめて5人入っていますよね。何かそういう申し送りになっちゃっているのかどうか、ちょっとここら辺も実態がよくわからないというようなことであると思うんです。

これはこれでしようがない、しようがないというか現状その地区長さんを通じてのチャンネルで選ぶということに関しては歴史があるし、申し送りもあるし、地区内のコンセンサスもある程度あるとすれば、ぜひそれを生かしながら新しいアイデアをぜひ出して、例えばこの表彰を時々この議案が出てきて、スポーツ自身を長くやられた方、長くというか何か条件があったんでしたっけ、一定やられた方については市から感謝状が出るというようなことがありますけれども、例えばこういったことにかかわる学生さんとか若い人たちに、ボランティアとしての何か活躍を奨励してあげるとか、何か新しい人が入ってこれる仕組みを同時にメニューとして出して、もし先行事例が1つでも2つでも出てくれば、例えば大学生で下宿している人たちだっているわけですから、松戸市内に。

だから、そういったことと、やっぱり手を変え品を変え、結果最後には地区に頼らざるを 得ないのかもしれないけれども、アイデアは出していきたいなと思うんですけれども。そう すると、新たなものがもしかしたら大変おもしろいものが出てきそうな気がします。

以上です。

**委員長** 山田委員が今おっしゃったことで、1つ思い出しました。僕のところにいた大学院ドクター課程の学生のことです。その人は練馬区に住んでいたんです。学位論文を書くため、あるいは留学するために物すごく勉強していたんですけれども、日曜日には、その地域の子どもたちに高校時代にやっていたテニスを教えていたそうです。自分の健康管理にも役立つこともあり、地域の子どもたちにもそうやってボランティアでやっているという話を思い出しました。場合によっては、そういう人が松戸市内にたくさんおられるかもしれない。先ほど4つの大学が松戸市にあるということで話題も出ました。学生さんがたくさん住んでおられるので、そういうアイデアも出していって、何か一つ一歩踏み出す。やってみてはいかがでしょう。いいアイデアをいただきました。

### スポーツ課長補佐 はい。

**瀧田委員** 何か今の話だけすると、何か松戸のスポーツが低迷しているような印象を受けるんですけれども、実は若い人たちもいっぱい指導しているんです。現実には。ただし、スポーツ推進員ではない。体協の組織下で頑張って、かなり指導協力はしています。スポーツ推進委員に関してのみ高齢化もあり、唯一公的に法律的にも決められているポジションであるのにもかかわらず、何となく活動がちょっと鈍っているんです。実際に地域で少年団とか、それからいろんなことで若い人は松戸は随分ボランティアで活動していただいているのを私は知っています。

全部が全部というわけじゃないんですが、例えば委嘱の時の得意のスポーツの項目もいつの間にかないようですが、好きなスポーツを書くのではなく、得意なスポーツ、指導出来るスポーツを書く項目も入れて下さい。唯一の社会的な公的に認められたポジションですから、体協のほうは公的には認められていませんから、ちょっと全体のイメージが悪くなるといけないので、スポーツ界のイメージは決して悪いものではありません。

**委員長** 今松戸市スポーツ推進委員に関する規則を見直しているんですけれども、推進委員の 基準はないんですね。

山田委員 資格。

委員長 そう。

瀧田委員 そうです。スポーツをするものとしかないんです。

委員長 職務はあるんですが、基準がないんです。

瀧田委員 比較とか、そんなものでもいいわけだから。

**委員長** つまり、スポーツの推進のための事業の実施にかかわる連絡、調整。住民が行うスポーツ実技の指導、それが職務です。

瀧田委員 スポーツの指導はあるでしょう。

**委員長** それは職務なんです。しかし、推進委員になるための委員の基準はないんです。

瀧田委員 基準がない。変な話、仕事の内容は書いてあるのに変な話ですね。

**委員長** 委員の資格の基準はないんです。だから年齢もなければ、実績等もないんです。

我々としては経験を積み重ねていくことが必要なんだと思います。瀧田委員はスポーツに かかわっておられて詳しいので、そういう実情をご存じです。そういう立場からおっしゃっ たんだと思います。山田委員が出された案も、一つのアイデアとしてお考えくださいという ことです。

それでは、議案第13号につきましては、これで質疑及び討論を終結してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 採決いたします。

議案第13号につきましては、原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

**委員長** 間もなく2時間になりますが、次、休憩を入れたいと思います。

(「お願いします」の声あり)

教育長 では、5分で。

委員長 5分でいいですか。

それでは、4時5分からということで暫時休憩を入れます。

(休憩)

(再開)

◎議案第14号

**委員長** 休憩時間に、委員の皆さんにはコーヒーが出ました。申しわけありませんが、コーヒーを飲みながら審議を継続させていただきます。

それでは、議案第14号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。 ご説明願います。

学務課長 議案第14号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号多年にわたり学校職員または教育機関職員として 勤務し、勤務成績が特に優秀でほかの模範となるに足りるものに対して、教育委員会が松戸 市教育功労者の表彰を行うとあります。ついては資料2ページに名簿がありますが、多年に わたり校長として松戸市の教育の振興発展に努め、その功績が顕著であったものに表彰状を 贈呈するものでございます。

なお、それぞれの校長先生方のご功績等につきましては、推薦調書に記載してございます ので、説明は省略させていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

議案第14号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。10名の方が推薦されていますが、松戸市教育功労者で表彰される方は、ここに上ってくる方だけですか。これ以外にはありませんか。

**学務課長** 第2条の項目には6号までございます。ですので、その中の1号が今回のケースで ございます。

**委員長** お聞きしたかったのは、全て校長先生であるという点です。

学務課長 校長及び教頭、管理職の退職者ということで、これまでも推薦してまいりました。

**委員長** そうですか。今回教頭先生や、その管理職に該当する方はいらっしゃらない。

学務課長 教頭先生でご退職なさる方は、おりませんでした。

**委員長** したがって、将来というか、ときにはそういう方がおられれば、このリストに載って いるという意味ですね。

学務課長 そのとおりでございます。

**委員長** ということでご審議願います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

**委員長** それでは、議案第14号につきましては質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。 議案第14号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

学務課長 どうもありがとうございました。

◎報告第1号

**委員長** 報告等が幾つかございまして、その中には中身のあるものもございますので、少し詳しく意見交換をしたいと思います。

まず最初に、報告等第1号「松戸市通学路交通安全プログラム(案)について」です。

「松戸市通学路の交通安全の確保に向けた確実かつ効果的な取組みの推進について」がございます。ご説明願います。

保健体育課課長補佐 はい。保健体育課課長補佐。

委員長 保健体育課課長補佐お願いします。

保健体育課課長補佐 報告事項「松戸市通学路の交通安全の確保に向けた確実かつ効果的な取組みの推進について」ご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

松戸市では、平成24年度から通学路の安全を確保するため、教育委員会、学校、警察、道路管理者と合同で市内通学路を一斉に点検し、横断歩道の設置や路側帯のグリーン塗装などの安全対策を実施してまいりました。

今後、さらなる安全対策の推進を図るため、平成26年4月に松戸市通学路安全推進会議を立ち上げ、松戸市通学路交通安全プログラム、まだこれは案の段階でございますが、これをもとに、着実かつ効果的な取り組みを継続して、実施していく予定でございます。

資料の2ページをごらんください。

推進会議のメンバーといたしましては、お手元の2番、通学路安全推進会議の設置に記載のとおり、これまでのメンバーから、さらに校長会からの代表者とPTA連絡協議会からの代表者を加え、これまで以上に多角的な視点から通学路の安全対策を検討してまいります。

また、今年度までとの違いにつきましては、組織を整備することにより、単発的ではなく、 継続した対策を実施していける体制に移行できると考えております。

具体的には、これまでの点検を実施し、対策を講じるというサイクルで運用しておりましたが、資料の3、取組方針に記載してありますように、対策効果の把握、対策の改善・充実を加えることで、PDCAサイクルとして安全性の向上を図ってまいります。

対策効果の把握につきましては、対策を実施した後、該当の箇所について、保護者等への アンケートや、現地の交通の流れの変化を確認することなどから、効果の把握といたします。 また、この情報をもとに対策会議において、対策の改善・充実を協議してまいります。

合同点検の実施時期や推進会議の開催時期については、資料3ページに記載のとおりでご ざいます。

また、これら安全対策の実施状況につきましては、松戸市のホームページに公表することで、保護者等の交通安全に対する意識も高めていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

報告等第1号についてのご説明は以上のとおりですが、何かご質問等ございますか。

**松田委員** 通学路となっているので、小学校だけが適用されていくのかなと思います。プログラムの目的のところには、児童生徒という対象が出ています。この関連はどうなんでしょう

か。通学の安全は中学校も対象になってくる気もしますが、とりあえずは小学校で実施するという、そういう意味なんでしょうか。

保健体育課課長補佐はい。おっしゃるとおりでございます。

学区といたしましては、生活道路としても、通学路の危険箇所について、小学校と中学校情報の共有化という観点からも、この学区、この小学校の学区のここは危ないというのが、 当然中学校のほうにも連絡をされ、お互いに安全対策に取り組んでいく一つの一助とするというように考えております。

**委員長** したがって、2ページには2カ所に児童生徒という言葉がありますが、3ページでは 小学校となっています。児童生徒は、そういう意味では小学校を中心に考えているというこ とでよろしいですね。

保健体育課課長補佐はい。さようでございます。

市場委員 効果ということで、効果の評価ですけれども、こういうことをやって、統計に出るような、本当に結果とか出るほど、実数がないのかもしれないんですけれども、こういうことをやったおかげで、交通事故の減ったとかという、そういう実績といいますか。そんな数がそもそもないのかもしれないけれども。

保健体育課課長補佐 ご質問に直接のお答えになるかどうかは、ちょっと疑問なんですが、平成24年度には128カ所、25年度は101カ所について現地の改善を行っておりますので、その合計229カ所については、道路管理者や警察によって何かしらの安全対策が施していただけた。その次の26年度は、また一歩進んでという数になると思います。

市場委員 対策を施した結果、事故が減ったということはあるのでしょうか。それはわからない。 保健体育課課長補佐 申しわけございません。そこまでは。

市場委員 それはわからない。

保健体育課課長補佐数と相関関係はまだ調査しておりません。申しわけございません。

山田委員 これは、主に危険箇所の対策を立てて、道路の問題ですね、中心は。

これが道路の問題で、例えばソフト面での、例えば、どういうときに集団登下校をやるとか、あるいは首都圏直下型地震が起きたときにどのように対応するとか、そういったことは、今度はまた学校は学校でやっているわけで。これは、こういうところを直したらいいということを警察、それから国道事務所とか、それから市道と県道を含めて、そういう情報交換を図りますよ、というようなことと理解していいですか。これの位置づけは。

保健体育課課長補佐 はい、おっしゃるとおりで、環境整備という観点というふうに考えてお

ります。

- **山田委員** そうすると、それを実施するのは、道路であれば道路管理者ということになるわけですね。学校としての要望等が伝わりやすいように、よく整理されて伝わりやすいように、 この会議体をもって指摘を、というふうに理解していいですね。
- **保健体育課課長補佐** 私どもは、学校、あるいは児童生徒、保護者の立場に沿って、改善をお願いをしていく形ということになろうかと思います。

道路の施しについては、道路管理者だけではなく、ある危惧については、例えば警察にお願いをする場面もございますし、県道と市道によっても違ってくるということで、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

**山田委員** この会議体の設置と活用については、ぜひそういった面で完了するようお願いした いと思いますし、両輪だと思います。ソフト面で、そういう注意喚起をするとかいったこと は、また別の方向での積み重ねが必要だと思いますので。

これはこれでまた学校現場、保護者含めて、啓蒙活動等もしていただくというふうに思います。よろしくお願いします。

保健体育課課長補佐 承知いたしました。ありがとうございます。

**委員長** 確認ですが、松戸市通学路安全推進会議というのは、事務局はどこに置きますか。 保健体育課課長補佐 教育委員会保健体育課でございます。

- **委員長** もう一つ確認ですが、先ほど道路を中心とおっしゃったので、限られたものしかイメージできません。例えば、通学路の近くにスズメバチの巣がある。これは、どういうことになりますか。
- 保健体育課課長補佐 総合的に、児童生徒の通学路の安全については、すぐやる課のお力をお借りしたり、学校と連絡を取り合ったりと関係機関と連携を図りながら、事故のないように努めてまいります。
- 委員長 通学路が崖に面している。そこが土砂崩れを起こしそうだ。これはどうなりますか。 保健体育課課長補佐 危機管理課と連携をとりながら、確認してまいりたいと考えております。 委員長 通学路の脇に立派なお屋敷があって、そこから木が、枝が垂れ下がって、ちょっと危

ない。これはどうします。

保健体育課課長補佐 道路維持課と連携をとりながら。

**委員長** つまり、お聞きしたかったことは、道路もとあるけれども、通学路の安全全般を管理 していこうということで理解していいですね。 保健体育課課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

山田委員 この会議体が、そこまでやるんですか。この会議体が、そうするというんですか。 保健体育課課長補佐 そういう要素も多分に含んでおります。

学校教育部長 これで点検をして、その結果をホームページに載せて、また保護者のほう、実際に問い合わせしている保護者のほうから、いや、もっとこういうところを見てほしいということを要望するような形になる。

委員長 そういうことですね。

例えば、U字溝のふたが壊れているとか、雨水が降ると、排水路が何かいろんなもので水があふれて困っているケースがあります。そういう意味では、やっぱり通学路の安全管理全てにかかわることですよね。

保健体育課課長補佐はい、おっしゃるとおりだと思います。

こちらの資料のメンバーが中心となって、いろいろ協議や対策を考えていただいて、それを担当課、それこそ道路維持課を初め、下水道の関係の部署だとかが関係するときもあると 思いますので、そちらへの働きかけを、やっていこうと考えております。

**委員長** ということですから、何か危険がありそうだというふうな、そういう不安をお持ちの 方は、保健体育課のほうに連絡とればよろしいですね。

#### 保健体育課課長補佐 はい。

- **委員長** 子供たちの通学路の安全管理は我々の義務ですから、これはしっかりやっていただきたい。山田委員が質問されたソフトの面とは、また別な意味で議論しなければいけないことです。例えば、先日隣のまちで刃物持った人間が出てきました。そのようなことが、学校の近くにあったら、とても怖いですね。これは別のソフトの安全管理の問題ですね。
- 保健体育課課長補佐 地域防災という観点では学務課と協力しながら。防災教育、防犯教育という観点は、私どもが中心となって連携をして、ソフト面でも取り組んでまいります。
- **委員長** それで思ったのは、学校の安全管理という意味からすれば、防犯カメラは物すごく重要になってきていますね。つくづく思いました。あまり好ましいことではありませんが、防犯カメラを各学校にも設置するようなことは必要になってくるかも知れません。図書館もそうですが、いろんなところに、そういうものが必要になってくるという気がしますね。
- **瀧田委員** 通学路の安全推進会議というのは、市の中に一つできるのですか。市の中に一つ、 このメンバーでね。それで、その後、合同点検とか、それからアンケート、各学校にこれは、 そこから通達がいって実施されるということなんでしょうか。学校の校長先生のほうに、そ

のことはいくのでしょうか。 PTAのほうにいくのでしょうか。

保健体育課課長補佐 両方だと。

瀧田委員 学校のそういう組織。校長が。

保健体育課課長補佐 学校の点検に実際に携わっていただくのは管理職の方、それから今まで に加えて、今までも24年度より前もやっていましたが、例えば、保護者の代表の方に同席を お願いしていくという体制を整えてまいりたいと思います。

**瀧田委員** わかりました。結構、忙しくなるかと思いますけれども、松戸市の全部の小学校が 問題点を。そこで結局問題にするわけですから。結構、忙しくなるんじゃないかなと思いま すけれども、大丈夫なんでしょうか。

**山田委員** いいですか、関連して。多分、事故って、本当に重大事故起きるまでに、何回も危険なことって、ヒヤリとするようなことが起きてくるんだと、よく言われると思います。

多分そういう事例って、報告がどこかには上がっていて、それが、ここに集約するのかど うかというところだと思うんですよね。多分学校では、そういう情報というのは、ある程度 過去にこういうことがあったとか。

私も、私の子供の行っている相模台小学校の前で、自転車がスマホをいじりながら運転してきて、横断歩道が青になって渡り始めたら、女子生徒に激突をして、女子生徒が倒れたということは、ちょっと仕事上相談があって、私は対応したことがあるんですね。

駅に向かって、かなり早朝すっ飛ばしてくる自転車が、部活のために早く出てきていて、 まだ生徒がまばらだった時間帯なので、お互いにやっぱり。お互いにというのは、生徒はと ても責められません。そういうこと。

例えば、そういう事例一つ一つ積み重ねていくと、じゃどういう対策するかということって、やっぱりデータの集積じゃないと。例えば、保護者代表って、ここは危ないよねということを思っているけれども、危ないよねというふうに言われても、なかなか対策ってとりづらい。重大事故が起きれば警察も本気になりますけれども、やっぱり重大事故を生徒たちに起こす前にやっぱりやるとなると、そういう細かい事例を集めるということが、集約ここにできるのかということ。

それがちゃんと情報として、ここに集まるのが半年に1回とか、3カ月、4カ月に1回程度の会議のところに生かされるのかというところが、何か疑問のような気がするんですが。 もうわかってらっしゃることだろうと。

保健体育課課長補佐いえ、とんでもございません。おっしゃるとおりだと思います。

まず、私どもだけではなくて、学校現場の校長や保護者の代表がここに入るということは、 児童の声が反映されるということと考えています。

今、市内の小学校で取り組んでいる防災・防犯教育の中に、学区の安全マップというのが 推奨されています。自分たちが通学する学区の中で、実際に遊んだり、通学をしてみたりし ているときに感じた委員さんのおっしゃるヒヤリハットが、そのまま地図に反映されるとい う学習を行っています。そういうものが、こちらの会議に各学校から吸い寄せられて、それ が形となっていく。そういうふうにやるように努力しようと思っています。

山田委員 ありがとうございます。

**委員長** その意味では、2ページの2のメンバーに、子供たちも参画できるようにしたら、どんなもんでしょうね。

**保健体育課課長補佐** 貴重なご意見だと思いますので。各学校では、そういう声が反映される ように体制を整えるようにいたします。今後はまた、ちょっと検討。

**委員長** 大人は、大人の目線でしか考えることができないです。子供には子供の目線があって、 大人では気づかない点があります。松戸市は、できるだけ子供たちにも積極的に、いろんな ところに入ってもらうという基本的なスタンスは、僕は必要だと思うんです。

**瀧田委員** こういう会議ができるのは、すごく大事なことで、各学校で一つずつ課題があったりするじゃないですか。例えば、通学路の交通規制なんかの時間帯が、この間まで、うちのほうの学校でも1時から3時だったんですね。実際に子供が帰るのは3時半ぐらいからが多いわけですよね。警察のほうに言っても、なかなか変更にならなかったのですが。

やっと少し時間が2時から4時になりました。でもそういうのを一つ変えるだけでも、一つの学校の校長先生の申し入れだけでは、なかなか変わらないというふうに聞いていますので、本当に子供たちの通学の時間に合わせた交通規制というんですか、そういうのもきめ細かく、場所も含めてやらないといけないんじゃないかなというふうに思っていました。そういうことで、お力添えしていただけるのかなと思います。

保健体育課課長補佐かしこまりました。

瀧田委員 お願いします。

**委員長** それでは報告の第1号、通学路の交通安全の確保についての報告は、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

次に、社会教育計画に関する提言について、社会教育委員の皆さんから提言がございます。 お願いします。

- **社会教育課長** 本日、社会教育計画の提言につきまして、社会教育委員の福留委員長と山﨑副 委員長にお越しいただいておりますので、福留委員長のほうからご説明させていただきます。 よろしくお願いいたします。
- 社会教育委員委員長 失礼します。松戸市の社会教育施策については、基本を定める松戸市後期基本計画第4次実施計画が、平成25年度をもって終わることになります。松戸市社会教育委員会議では、時代の変化や今日的課題を踏まえた社会教育の振興を図る施策のあり方について、2年間延べ7回にわたって検討してまいりました。

検討に当たりまして、まずこれまでの計画の成果と課題について整理を行いました。さらに、今後の社会教育の基本理念及び施策の方向性について、社会教育施設の視察などを取り入れながら議論を重ねてきたところであります。

このほど、これまでの検討結果をまとめましたので、社会教育法第17条に基づき、松戸市 教育委員会に提言いたします。

26年3月13日。松戸市社会教育委員委員長、福留。

内容でありますが、3つの観点で整理しております。

基本的な考え方と、具体的な施策、検討する場合、施策の方向性についてと、それから計画の策定に当たって、こういうことをやってくださいというのを挙げて、委員会で検討したこと、社会教育委員会で検討したことが、この表記のとおりでございますが、いかがしましょうか。簡単に説明させていただきたいと思います。

委員長 そうですね。お願いします。

**社会教育委員委員長** 基本的な考え方でありますけれども、我が国の教育行政は、今生涯学習 という観点から推進していくと思っていいと思います。学校教育、社会教育、家庭教育の果 たす役割と、その重要性を重視している。

国においては、第2期教育振興基本計画というのが策定されておりまして、今後5年間に 実施すべき教育の基本的方向が示されております。

その中で、産業の空洞化や生産年齢人口の減少等深刻な課題等を抱えているわけですが、 そこで我が国にとっては、地域等を基盤とした自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社 会の実現こそ、持続可能な社会の実現が期待できる、指摘されているわけです。

教育基本法第3条の生涯学習の方向というわけで、教育の理解の中でうたわれておりますが。

**委員長** 福留先生、今お読みになった点ですが、この報告書では知識になっています。先生今

地域とおっしゃったような気もしますけれども、どちらが正しいですか。地域のほうが、何かぴったりしそうな気もしたもんですから、確認ですけれども。知識ですか、地域ですか。

社会教育委員委員長知識です。

委員長 知識でよろしい。このままでよろしい。

社会教育委員委員長 はい、結構です。

委員長 わかりました。

社会教育委員委員長 松戸市は、都心通勤型ベッドタウンとしての特徴があるわけで、それでも急速な少子高齢化社会にみまわれております。これを、この現状をポジティブに捉え、そして多様な知識や経験を持つ多くの市民がいるので、これを地域で集まり、つながり、交流し、きずなづくりと活力あるコミュニティーの形成に向けて活躍できる学習環境とか、協働体制の整備を推進していくということだと思います。

また、青少年の社会教育の方向性については、地域、学校、家庭が連携して、青少年が積極的に地域社会に関与していくことを後押ししてまいります。

それから、このことついて、社会教育に期待される今日的役割というのは、国全体に同じではありますが、特に我が松戸市では、次の4点を強調します。

多様なニーズに応え、地域の課題に気づく学習機会の充実。市民を引きつけ、広く行き渡る情報提供。学習者の学習成果を地域に生かす仕組みづくり。地域、学校、家庭が連携した 青少年の学びの充実という4点であります。

そのことを具体的に言いますと、多様なニーズに応え、地域の課題に気づく学習機会という点でありますけれども、一言でいえば、役に立つ学習ということになるんでしょうか。さまざまなニーズがあるわけですけれども、それに実際の自分の生活に役立つという学習を少し強調したほうがいいのではないかと思います。例えば、地域の特色や課題を発見し、活用や解決につなげる学習の提供。特に活用というところを強調したところです。

それから、働く人や学生など、さまざまなライフスタイルがあるわけですが、それに合う 学習機会を、今後工夫すべきではないか。夜にやったり、週末に行うとか、多くの参加者が 参加できるように、暇のある人だけが行けるというものでなくて、そういうものが必要なん じゃないかということ。

障害者や高齢者、介護中、育児中などの集合学習に参加しにくい人たちへの支援も検討すべきだろう。

それから、もう一つ、多文化共生の機会の提供と支援者の育成。松戸には、多くの国から、

たくさんの人が住んでらっしゃって、中には、恐らく数少ない家族で来られた人もあるのではないかという予想をします。そういう中でいえば、これからあと、我が国は国際化という、オリンピックを控えて、なおかつ国際化というのは急速に広がってまいると思いますし、この点で、少しここは意識的にちょっと議論したところです。オリンピックの機会を、開催を機会に、成田から20分で来る松戸、来れる松戸という視点を考えれば、社会教育でこの点も見逃すことはできないだろうと。コミュニティーの形成という点からも、とても重要であるという点です。

なお、市内の大学や民間企業などと連携した学習も、今後検討してもらいたい。こういう ことであります。

それから、2番目は、市民を惹きつけ、広く行き渡る情報提供の環境づくり。社会教育は、 大体これ自由な学習ですから、学ばない自由もあるわけです。そのためには、やっぱり必要 性を感じるように、多分啓発する必要があります。学習の必要性を啓発するという意味で、 情報提供、学習相談とは非常に表裏一体の問題になりますから、このことが2番目の課題に なっています。

I Tを活用した情報提供というのは、これからもますます進みますけれども、これらも今後検討するということです。現在も、もちろんこれは努力している分野でありますけれども、今後ますます必要であろうと思います。

3番目は、学習者の学習成果を地域に生かす仕組みづくり。学んだけれども、余り生かす場がないというのは、これまでの我が国全体の社会教育の反省に立っております。そうすると、やっぱり学んだ成果が生かされるということが、本当は生かしたいんだけれども、生かす場がないというのは実態です。

そういうことで、これらを少し工夫したらどうかということが議論のもとでありました。 地域の人材を発掘し、育成し、活動を支援するシステムづくりというわけで、松戸には、そ ういう大勢のパワーのある、それからいろんな経験やある分野の多彩な人材がいると。これ らを有効に活用したほうがいいだろうというのもあります。

それから、もう一つは、施設連携や施設機能の活用。ここは非常に重大なことがあるわけです。

私は、社会教育の分野の担当者からいえば、非常に決定的な問題があります。例えば、公 民館一つ取り上げても、非常に専門の学習機関でありますが、48万都市にしては、余りにも 少なすぎる。もうないに等しいといっていいぐらい。活動は、非常に優れた活動をしていま す。

ところが、自治体の同等の市と、あるいは自治体と比べると、これは比較にならない。ならば、しかし、かといって学習がないわけではない。非常に多彩な学習と高度な学習が行われていることは、もうわかります。しかし、これはもう少し考えれば、今ある施設等の連携とか、活用の仕方等を工夫する必要があるだろうというわけで、博物館・図書館・公民館・スポーツ施設等や集いの場、仲間づくりの場、こういうことなどを、学習成果を生かす場として活用する方策を、今後考えたほうがいいだろうという提案であります。

それから、さらに興味を、学習意欲を起こせるような自己実現を実感するステージへの誘導というわけで、これは参加型学習ということを少し考えたらどうだ。承りでなくて、ということなども議論いたしたところです。3番目のところであります。

4番目、地域、学校、家庭が連携した青少年の学びの充実。当然でありますけれども、この連携事業を、今後もっと促進する必要があるのではないか。研究をする必要があると思います。世代間交流とか、親子のふれあいとか、そういうことも含めてあります。

それから、2番目、居場所づくりとリーダーの育成。居場所づくり、子供たちがいる場所があるのか、ないのか。家庭がない場合もあるし、家庭に、学校と家庭の間に居場所が必要なのではないかと。こういう議論も含めて申し上げているところです。

それから、多様な学習、体験活動の充実です。これからの学習は、この体験活動というのは非常に重視しております。国も、ことし体験の嵐ということの運動をするようですけれども、青少年教育の一番のポイントであろうかと思います。

それから、そういう青少年活動を支援する大人の学習が必要であろう。青年については大人の介在は必要ですけれども、子供の学習については、これは必須です。だから、その育成組織を含めたものとか、それを子供を理解する大人の学習が必要だろうということをしました。

これは幅広いですから、全てではありません。こういうポイントは考えられるんではないかというわけで、松戸には多彩な学習があり、行政組織もいろいろと複雑に広がっております。教育委員会だけ社会教育やっているわけではないと。それらを分析しながら、あるいは内部で連携とりながら、密度の濃い学習を進める必要あるんじゃないか。そのためには、地域の人材も多様にあるわけですので、これらを住民に活用されているとは思いがたい。こういうことも議論になったところであります。

以上の4点を挙げたものでありますが、計画の策定に当たっては、これらの目標を各年度

担当で検討していただき、参考にしながら議論していただきたいと思うところです。

時に、社会教育委員会として問いかけたいことは、この、本提言の心を生かすことという ことを申し上げたい。及び事業目的の明確化です。何のために事業するのか、これも明確で ないと、これ評価が明確でないということになります。

これは、今後、社会教育の、日本中の社会教育関係者の実は反省点でもあるわけです。この部分。事業企画者において、自らの事業の実施目的を常に確認する。目的は、目標が絵になるまで考えろという言葉がありますが、このような主義です。

なおかつ、現実のずれを認識した場合は、場合によっては、これは事業の途中であっても、変更したり、場合によっては切ることも計画の一部です。そういうこと、今後必要だろうと 考えます。計画等の途中であっても、統合・廃止ということも視野に入れると。これを委員 としては、厳しく議論したところであります。

最後に、教育委員会において、この提言を、今後議論尽くしていただきたいということ。 これからの教育行政の推進に当たっては、生涯学習の考え方を基本にすることは当然であり ますけれども、学校教育と社会教育を一体化に進めていくことだとか、家庭教育、地域の福 祉や子育てなど、ほかの分野との連携なども十分に結びつきを深めることが必要だと思われ ます。

今回、新しい時代を開く人づくりとか、地域づくりを図る計画となりますよう、今後、関係部局との連携を切にお願いしたい。

以上のことを社会教育委員会議としては、議論し、まとめたところであります。以上であります。

委員長 ありがとうございました。

福留委員長の熱意が伝わってきました。

**社会教育委員委員長** そうですか。ありがとうございます。

**委員長** 大事な言葉として、僕はこういう使い方とても大事だなと思うことがあります。例えば、5ページの「3. 計画の策定に当たって」に「本提言の心を生かすこと」とあります。 これはとても大事な表現だし、重要なんだけれども、なかなかわかりにくいところはあります。 すね。しかし、これさえわかれば、もう半分良いんですよね。

社会教育委員委員長 そうですね。

**委員長** この心、本提言の心を皆さん読み取ってください。その上で、それを理解するために、 意見交換をしたいと思います。 市場委員 すみません。僕の理解が、浅くて、狭いかもしれないけれど、生涯学習とかというと、何となく知的な欲求とか、スポーツとか音楽とかかもしれないけれども、そういうことに対して、意欲のある人に対して、ハード面とか、ソフト面とかの機会を整備するようなイメージを、どうしても持っちゃうんですけれども。

まず、多彩なニーズに応え、地域の課題に気づく学習機会の充実と書かれていて、地域の特色や課題を発見し、活用や解決につなげる学習の提供とありまして、現実の問題の解決に結びつけようというようなことなのかなと思ったんですが、その辺、何か余りイメージがちょっとよくわからない。もう少し説明していただきたい。

**社会教育委員委員長** 一番世間でよくわからないのは、生涯学習と社会教育の違いなんです。 社会教育と生涯学習は、どう違うんだと思う人が、下手したら生涯学習は一生お勉強すれば いいんだろうと思っている人が多い。

これは、しかし半分ぐらい間違っている。生涯学習というのは、自己の自立啓発や生活の 向上のためと言っているわけで、自己の人間的に高める、今までの社会教養、趣味・教養も 含めて。これは、いわゆる学習です。

ただ、もう一つ、職業能力の向上というのがあるわけです。生活を豊かにする。だから、 生涯学習でいえば、生涯学習とまちづくりというキーワードでつながっている。社会教育は、 しかし生涯学習を構成する一部分です。学校教育と家庭教育と社会教育と3つの教育がある わけで、これを統合したのが生涯学習といいます。

そうすると、社会教育は、学校教育を除く全ての教育が社会教育なんです。学校の教育課程を除くものが社会教育と。

そうすると幅広いわけです。今までは、それで明確に、特に社会教育では、生活の課題という。例えば、早い話、稼ぐとか、こういう話は社会教育できなかったわけです。今もできないです。これは社会教育で、例えば公民館でいえば、営利事業をしちゃいけないとか、そういうの入っているわけです。

これは日本の決定的な問題で、だから、今までどっちかというと、当たりさわりないところをやってきた。だから、下手すると趣味・教養だけできたという仕掛けがあるわけです。 しかしもっといえば、身近な課題はいっぱいあるわけです。これを必要課題ということを言っております。社会教育というのは、義務制じゃないものですから、よっぽど魅力がないと来ないわけです。

だから、いろいろと宣伝したり、ニーズを把握したり、調査したりするわけですけれども、

例えば、松戸でいえば、20代の若者はわんさといるけれども、これが市会議員や市長の選挙に、どれぐらい投票するんだと。これはかなり低いはずです。これは、著しくまちに関して、関心を持たないという若者がいるということになってまいります。それは、大変な問題ですから、本来ならば、これは大変だと。市民意識を育てる学習すべきだというのは、実は社会教育の課題です。学校教育でもやっていますよ。

ところが、こんなことは魅力がないわけです。はっきり言って、別に要求しません。だから、人が要求するから社会教育やるわけで、今まではだから学習要求に対し需要する。需要があるから供給するという社会教育だったわけですね。だから来ないわけです。

ところが、今言ったような問題は、余り希望ないけれども、実は必要なんですよ。そんなのを今までやってこなかったわけです。それで今、この必要と今つながっています。新たな公共などという言葉を使っていて、市民は必要としないけれども、言ってないけれども、しかしそれをやっぱり学びたくなるような、これは不満の問題で専門職性にかかわります。

だから、食べたくないものを、お母さんがニンジンを食べたくない子供たちに、これは食べたくなるような料理をしてみせて食べさせるような、そういうフローもつくらなきゃなりません。これは社会教育の問題です。だから専門職の問題です。

ですが、これまで今社会教育は、もうそこまでこなくて、だからみんなが集まるところにきたんです。だもんですから、どうも遊びの要素があって。だから公民館に行けば、暇のある人や何かが集まっていて、ということになってきた。自分のことばかりでやってきて、だから、まちのために別に活躍しないではないかと。これは日本中には、これをもう少し変えたほうがいいだろう。このことをもっと生活に密着したものを変えるべきだと。変えるべきというのは変ですけれども、それも加えるべきだということを、今言っているわけです。

以上です。

**委員長** だんだん心が見えてきました。そこなんですよ。

山田委員 こういう理解でいいですか。今のところは、施策の方向性の1番というのは、私も 非常に興味深く思いました。

恐らく、今の質問とご説明を、こういう表現がありました。当たりさわりのない趣味・教養を社会教育の講座として、例えば、公民館等でやってきたという面が今まであると。それはそれで、もちろんいいことで続けていき、それから地域のつながりとか、あるいは活力の一助にはもちろんなる。これやりましょう。

ただ、課題解決になるということが、本当のやる気とかニーズとかを引き出し、かつ成果

が、今度社会によい、あらわれることをボランティアとかってくくらないで、社会教育の一貫として、そういうのが一番。それがまさに社会教育施設を使ってやれるようなことを、もっともっと推進していきましょう。その機会をつくりましょう。そのための施策を行政のほうで社会教育計画を、それを立てていく。立てたらいかがかというのは、この提言の気持ちで。

社会教育委員委員長 そういうことです。

山田委員 非常に共感を覚えます。

松田委員 3ページの基本的な考え方について、もう少しご説明いただきたい。この文中の、例えば3段落目に、知識を基盤としたこれこれというふうなものがあって、その次の段落では、「地域で集い、つながり、交流し」、そしてその次に、「きずなづくりと活力のあるコミュニティーの形成」とあります。そうすると、松戸市の社会教育として推進していこうとするコミュニティーというのは、知識のほうの「知」のコミュニティーなのか、地域のほうの「地」のコミュニティーなのか、あるいはそれを融合したものなのか、を目指すべき方向をどうお考えでしょうか。

**社会教育委員委員長** 今の、前のほうの知識は、最近の国の答申で使った言葉なものだから、 そのまましましたけれども、先生がおっしゃったように、後ろのほうの「地」、土地の 「地」、地域の「地」というのが、今までの形だと思います。

でも、今おっしゃった中でいえば、両方とも含まれるという感じだと思いますね。

学び合う地域ということは別にあって、学習が非常に人間、コミュニティーに非常に効果があるというのがわかっているんですね。学び合うということは、相手に学ぶということで、あるいは自分に学んだことを伝えることは、ボランティアでもあるわけです。伝えるということは、学習成果を生かすということであり、なおかつ学習成果を進化させる、理解を深める。だから「教えることは二度学ぶことなり」ということがありますが、これイコール、言ってみればボランティアでもあるわけです。

これまでは、自分の学習のままで終わっちゃってしまって、それはそれで別に悪いわけじゃないんですけれども、これをもっと地域のために、周囲のために生かしませんかと。こんな感じで。これが生かされてなかったと、こういうことです。

**松田委員** この辺は、しかし非常に難しいというか、両立するようでいて、なかなか両立が難 しいところではないかなという気がしております。

しかし、ぜひ、これは進めていただきたい。コミュニティーの力というのは、これからの

社会にあって非常に大事です。ぜひ推進していただきたいのですが、もう少し具体性を示し 整合性をとっていただければありがたいなと思います。

**瀧田委員** かなり社会教育を、理念的にまとめて、確かに1、2、3、4と、よくまとめられたと思います。

私も社会教育をやっておりましたので、委員もやっておりましたので、随分私どものときも一生懸命、それぞれにやったつもりでございます。時代の流れもあって、この件は、ちょっと話が具体的になりますが、文化祭に、ことしは私、教育委員会の、教育委員からの一人見学いたしました。非常に、それを社会教育といっていいかどうかはわかりませんが、現場がひところに比べると、半数以下の活動に落ちていましたね。

それは、本当に残念ながら、社会教育を実現させようと思ったら、人と場所とお金って、この3つは絶対に必要なんです。人はある程度いると思う、松戸には。すばらしい人材がいっぱいいます。ただ、それを受ける人がいるかどうかというのは、これから働きかけていくと。人材的にはいっぱい。

それから、場所に関しては、かなりあると思ってきている。集う場所というのを探すので 必死ですよ、正直言って。なかなかありません。地域に根づかせようと思っても、地域のど こを使うの。

それから、あとお金は全く皆無だと思います。ボランティアに頼って、みんなの善意でやるというのは、善意でやれる範囲というのは仕事の範囲ですよね。やっぱりちょっとわざをきちんとつけようとか、もう少し広い範囲で勉強しようと思うと、そこはもう今や公的な予算は、社会教育の現場にないですよね。

それってやっぱり予算要求というのを、委員といえども、やっぱりある程度口に出して言っていいんじゃないでしょうか。わかりませんから、そうじゃないと。あなたたち好きでやっているんでしょう。好きでやっているというのと、やはり人間として資質を上げていくためにやらなくてはいけないということと別なんですよね。

ですから、そして、私ここで、とても私たちの時代にはなかったのは情報提供ですよ。情報提供の手段が非常に、まだ粗悪だったですね、10年以上も前は。ですから、これが非常に有効に使えるだろうということで、すごく将来的に期待しております。

それから、だから相談体制というのも、学習相談体制というのもつくろうと言っていたんですが、途中で多分消えて、今はないんだと思うんですが、いかがでしょう。今はないんですね、学習相談体制というのは。特別にないですよね。社会教育の中での学習相談体制とい

うのは、どこかやっていますか。社会教育課がやっていますか。

- **社会教育委員委員長** 要は図書館ですね。図書館のほうは、リファレンスはまさに学習相談そうなんですね。
- **瀧田委員** みんな勉強したいと思っても、どうしたらいいかわからないから。それから、指導 していきたい人と思っても、どういうふうにしていいかわからない。相談体制というのは絶 対に必要ですよね。

ですから、その辺は、上手につくっていっていただきたいという、情報提供の環境づくりというと、その点お願いしたいところです。

とにかく、一歩でも、二歩でも心を生かすことが、ただ理念でなく、活動に結びつけていくということが、それが一番難しいところで、70歳以上の人は社会教育を満喫した時代を過ごしてきました。社会教育の場が松戸中にありました。今、そういう場があったにしても、たたく人は少ない現状です。特に若い人が集まりません。家庭学級が、ほんのわずかな人しか集まらないと同じように、普通の一般教室も開催しても集まらない。

しっかり学んで、やがて指導者となるように成長していっていただきたいというのは、私 たちの願いです。

一歩一歩なんですが、理解していただくよう口に出して行政を動かして、活動を続ける必要があります。現場は大変なんです、正直言って。一人の人のエネルギーとか、ボランティアに頼っていくのではなくそれが組織として残っていくように、継続性と力強い文化的な生活の基盤が必要です。経済不況で、文化の面は真っ先に切られた感じです。大きな展示会とか、企画とかはやるかもしれないけれども、実は市民一人ずつの生活の中に文化性がないと、社会教育がされているというふうにはならないと、私は思うんですけれどもね。

よく、そういうその辺の具体化に関しても力が及ぶように、委員さんの中で、ただ理念の 構築だけじゃなく、やっていただきたいというのが、私の願いです。

**委員長** 5時になりました。教育委員会会議は原則として5時までなんですが、これは継続して審議してよろしいですね。それとも、これで打ち切りにしますか。

継続したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** とてもいい意味での議論が続いています。ところできょうの議案12号で、それに関連 する話題を審議しました。

松戸市は昨年、松戸市の行政組織をかなり大幅に変更しました。教育委員会の組織も変え

ました。教育委員会の事務局案としては、来年から、この4月から違うような事務局体制も つくりたいということで、それで、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則を一 部改正して、生涯学習部の中に社会教育課、スポーツ課のほかに生涯学習推進課というもの を新たにつくって、何とか社会教育全体をよくしていきたいということを提案されましたが、 それ承認されました。

社会教育課長が、そのときの議論を聞いておりますので、審議の内容や、我々の意見交換 を踏まえて、何か社会教育課長としてのご意見がありましたら、どうぞお願いします。

**社会教育課長** 基本的に、委員長が今おっしゃっていただいたように、ことし、今年度、平成 25年度の4月から組織改編がございました。

それで、社会教育課が社会教育部門の業務の取りまとめという形の中で、施策的なものも 見直させていただいておりまして、その中で、社会教育委員の皆様に、社会教育、今までそ れぞれの部署が、社会教育部門の中でなかなか統制がとれなくてやっていたものを、やはり 社会のニーズに合ったような形で計画を立てて、市民の方によりよい場とかも提供していき たいという中で、社会教育委員の皆さんからいただいたご提言をいただいて、26年度は計画 策定に向けてやっていきたいということがございます。

それで、公民館は名称変更したことにつきましても、やはり名称的にいうと、ちょっと合わないところもあるかと思うんですが、やっている事業としては、社会教育にかかわらず、生涯学習ということでございますので、学校教育、または家庭教育、社会教育を活動している団体を支援するという立場から、生涯学習推進課という名称をつけさせていただいておりますので、名称だけいうと、やはりちょっとおかしいなと思われてしまうんですが、それもご理解いただくような形でご説明をしていきたいなと思っておりますし、また、先ほど審議の中でもご意見いただきましたけれども、合うような形で直すところは直すという形で進めていきたいというふうに、社会教育課長としては思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

- **委員長** そうですね。その意味では、生涯学習部長からもお聞きしたいと思いますが、いかがですか。
- 生涯学習部長 今後は、仕組みとして、どういう仕組みをつくっていけば、皆さんの生涯学習 の支援をしていけるのかというところについては、社会教育委員からいただいた、提言に、 「本提言の心を生かすこと」という一文がありますけれども、この精神にそって、一生懸命、 福留委員長を初め社会教育委員の方々のご意見を聞いて、具体的な計画を立てることが、一

番いい方法だと考えています。

人事の関係で、来年度もいるかどうかわかりませんけれども、ただ、私自身は計画づくりに邁進したいと思いますし、もし人が変わったとしても、この提言をもとに計画を立ててもらうことが、将来につながっていくと思いますので、ご協力お願いいたします。

委員長 これは記録に残します。

瀧田委員 よろしくお願いいたします。

**委員長** そういう意味で、松田委員、先程ここで大分意見交換しましたが、すっきりしないと ころもありました。しかしこういう含みがあったんですね。

松田委員 そうですね。

委員長 そういう意味ではご理解いただける。

松田委員はい。大分すっきりしたと思います。

委員長 そうですね。

**山田委員** 課長に一つ教えていただきたいのと、あと福留先生に一言コメントいただければと 思うんです。

教えていただきたいのは、社会教育基本計画。社会教育計画。毎年つくっていますか。

計画づくりは、今度は行政のほうでやるわけですよね。委員から、この提言を受けて、計画つくるわけですね。それに、社会教育委員がどの程度関与する機会がある、あるいは意見をいう機会があるのかということを教えていただきたい。恐らく、ここに出てくるのは、もう最後、終わった状態だと思いますので、それを教えていただきたいと思います。

それから、福留先生には、いろいろ含みがあって、私がずっとこだわってきていたのが、 家庭教育というものは、非常に位置づけが不明確で、公民館の中で家庭教育学級というもの があったものが、今度、家庭教育の学級じゃなくて、家庭教育に関しての支援をしますとい うのが生涯学習推進課の分類に入ってきたと。

これが計画の中で触れられたら、生涯学習推進課は事業として何かを推進できていくということになる。この中で今、施策の方向性の中の4番のところに当たるかと思います。ここら辺に何か委員さんの中で議論があったのであれば、ぜひちょっとコメントいただきたい。 2点。

**社会教育課長** 基本的には、社会教育委員の皆さんに引き続き策定には関与していただくということで、行政側としては、例えばアンケート調査とか、その先に向けていろいろ、例えば ワークショップとか、実証実験とか、いろいろやっていただくということで、大学と連携す るというような形で事業は進めさせていきます。

ただそれは、今予算要求を議会のほうに審査をしていただいておりますので、予算が通った段階で、そういうのを実際に新年度からやっていきますけれども、そういったものを社会教育委員さんのほうにフィードバックをして、通常社会教育委員会議というのは年3回なんですが、計画策定に向けて、今年度は8回お願いするような形で、何か事業やると、またフィードバックするような形で、社会教育委員の皆さんと一緒につくり上げていくというふうに考えております。

以上でございます。

**社会教育委員委員長** まず計画は、中期計画は全体の大きな流れを決めておくわけで、毎回つくるときには、担当課が議論してつくります。それで、あと社会教育委員会議以降認めて、それで決定していくという、こういうパターンだろうと思います。これは通常のパターンです。

家庭教育の問題。学校教育と家庭教育と社会教育、別々な教育なわけです。だから家庭教育に対して、行政は介入できません。何でなのかといえば、家庭教育間違っているから、うちがかわりにやるということできないわけです。

そこで、名前だけは社会教育の中に家庭教育の名前が入っているのは、あれは、家庭教育教育なわけです。家庭教育を学ぶ親をするしかないわけです。家庭のことを、直接は行政できません。だから、家庭をよくするために、親がしっかりするしかない。したがって親を、成人教育の一部として、家庭教育と称してやっているわけです。

だから、ここの部分、よく誤解されまして、家庭教育が充実するように幼児の教育に力を 入れようという声もありますが、幼児の教育を社会教育に期待するということは、大きな間 違いで、基本的にそういうことできません。

それで、結局今は、家庭教育といえるか、家庭、子育て支援という言葉を使ったりしまして、もともとは家庭教育は親に問題があるわけです。しかし、これは親がそういう状況、子ども教育できない状況、働く状況などいろいろと含めると、子育て支援となれば地域全体が支援するわけだから、こういうことも含めて、言葉の使い方変わってきたように思います。

したがって、家庭教育としては、ここで子育て支援とうたわれているのは、一番大切な家庭教育。また成人教育の一部として、学習プログラムの中に、今後「家庭教育の充実」、例えばしつけの問題とか、そういうのが出てくる必要があると思います。

そういうことが一つあります。

もう一点、先ほどコミュニティーの件で、私言うのを忘れたんですが、今、ここ数年間、 社会教育は「団体志向」が中心だったわけです、戦後。婦人会とか、子供会とか、青年団と か、お聞きになったことありますでしょう。これは全部、今は停滞しています。社会教育団 体と呼ばれるのは、ことごとく組織率が低くなりましたし、つまりばらばらなわけ。学校で、 クラブ活動もそうです。それに、部活動は集団活動的なものが低下しています。これはある 意味、コミュニティーの崩壊にもつながるという、似たところがあります。お互いに集団の 中で助け合ったりという、学び合うということが欠如するわけ。

そこで、一時は社会教育の支援は団体中心だったわけです。社会教育法のそういう「組織的活動」に言及している部分があるものですから、だから団体中心主義が起きたんですね。 青年団とか、PTAとか、婦人会とか、こういうのを中心に、社会教育は発展したという側面があります。

ところが、そうはいかなくて、個人学習というのを、戦後50年代から言い始めまして、個人学習は行き過ぎちゃった。だから、この集団にもいけなくなって、集団にかかわりを持たない人が出てきたものだから、今これが問題点となっています。

それは計画の立案にあたって何か意識して、やっぱり十分に実施する必要あるんじゃないかと思います。社会教育団体の支援とか何か、子供会とか、スポーツ少年団とか、こういうのは今後とも必要なわけで、これらを支援する必要があります。これらは今、ことごとく加入率低くなっているわけです。中には潰れたのもあります。もうなくなったのもあります。そういうことから考えれば、これは社会教育の大きな問題で、これはコミュニティーという言葉に、実は含まれていたという感じになります。

以上です。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございました。

さっき何か。ありますか。

今日の中学校の卒業式の祝辞で、この点についてお話しました。

今のコミュニティーにかかわるんですけれども、コミュニティーは日本語に何と訳します。 コミュニティーはコミュニティーです。これは外国文化ですから、いろんな意味がある。こ れに相当する、正しくはないですけれども、きょう、テンニースのゲマインシャフトとゲゼ ルシャフトの話をしました。

要約しますと、卒業生の皆さん、あなた方は、今までゲマインシャフトの世界で住んでい

たけれども、それはゲゼルシャフトにいく過程を練習してきたんだということです。義務教育の義務は卒業する皆さんの義務ではなく、親に課せられた義務なんです。憲法26条は、実は親とも言ってないです。国民は子女に教育を与える義務を負うとあります。子供たちに義務を負わせることは不可能なんです。しかし、9年間の義務教育が終わると、今度は自分で義務を負うことが始まります。義務を負うことになります。ゲゼルシャフトの世界に入っていくことになります。

大体そのような話をしました。

コミュニティーや、ゲマインシャフトは使いやすい言葉なんですが、どうもわかりにくい 言葉です。

一応これを地域社会と訳したとしても社会という言葉の概念がまたむずかしい。要は人と 人が言葉でどう地域とつながり、人間とつながり、心の共通理解をし、共有できるものをみ んなどう作っていくか。松戸は、それを今実験しようとしているわけですよね。

心なんていうのは、わからんけれども、わかる何かをつかんでいこうという、物すごい提言されたわけですよね。そういう意味で、僕は共感を覚えるし、いい表現使ってくださったなと思います。それをつくっていくしかない。教育委員会も、これを受けて、議論していかないといけないですよね。

基本は個人だけど、家族を基本において地域とのつながりも大事、相互に思いやる心も大事です。

したがって、これからも、こういう意見交換を、大いにやりたいですね。そういう意味では、きょうご出席いただいた福留委員長と山﨑副委員長、どうもありがとうございました。 これからもよろしくお願いします。

### 教育長 そろうまで、最後にというか。

きょういろんな、年度末ですので、いろいろ変わる、変えるための提案というか、議案がいろいろありました。最後に今提言の議論もありまして、本当にありがとうございます。

社会教育についても、学校教育についても、小学生全部ひっくるめて、いろんな社会状況の中で、がらがらまた変わり始める、ちょうどこの時期に、きょうの議論にもありました生涯学習部、学校教育部は余りきょうは出てきませんけれども、でも実際のところ、両方とも組織体制としては、やっぱりまだまだ調整しなきゃいけない部分があります。体制が変わって、きょうは教育企画課が全然話題になりませんでしたけれども、実は、教育企画課の仕事の中身も大いに議論しなきゃいけないところなんです。

それは、きょう入れると、また混乱しますから入れませんが、そういうふうに本部体制から部の体制に変わって、まだまだ皆さんのいろんな議論をいただかなければいけない部分が、これから多分二、三年ぐらいかけて落ちつかなきゃいけないのかなとは思います。きょうはそういう意味で、その入り口となる調整のちょっと部分的なものを、いろいろありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

## 委員長 そうですね。

それでは、お待たせしました。最後のその他について、お願いします。

教育財務課長 教育財務課、鈴木でございます。よろしくお願い申し上げます。

では、資料のご説明をさせていただきます。

平成25年度通学路の空間放射線量測定について、ご説明をさせていただきたいと存じます。 昨年、10月21日から12月4日にかけまして、教育委員会において小学校の通学路1,136カ 所の空間放射線量の測定を行わせていただきました。

その結果、0.23マイクロシーベルトを超える箇所が16カ所ございました。この16カ所につきましては、側溝に堆積物が確認されたため、道路維持課の協力によりまして、側溝清掃を行わせていただいたところでございます。

また、この側溝清掃の清掃後、この16カ所の再測定を教育委員会において行ったところ、全て指標値0.23マイクロシーベルト未満になったことが確認できましたので、市のホームページ、地図情報システムに1月31日に公表させていただいているところでございます。 以上でございます。

### 委員長 ありがとうございました。

教育施設課長 平成25年度の放射能の関係でございますが、それの対応でございます。

まず新松戸南小学校、これは除染完了後に線量の再上昇した場所がありました。これにつきましては、まず側溝内の汚泥を集めて取り、体育館横にあった穴に入れております。それと、体育館とプールの間の土壌について、これもスコップ等で表土をすき取り、同じく体育館の横にあった穴に埋め、岩瀬砂等で覆っております。いずれの場所も基準値以下となりましたので。

次に、横須賀小学校でございますが、これは平成24年度に行った除染作業の中で、体育館横とプール裏の部分につきまして、学校と教育施設課の担当との間で伝達漏れがありました。 その関係で除染が実施されなかったところが一部ございます。それにつきましては、24年度に作業を行った株式会社飯沼土木、この業者により委託で実施しております。こちらにつき ましても、基準値以下となりましたので、ご報告させていただきます。

次に、栗ヶ沢小学校及び馬橋北小学校につきまして、通学路測定時に道路及び歩道と学校 敷地の境界部分で部分的に線量の高い場所がありました。対応の内容でございますが、これ につきましては、施設課の職員と、それから教育財務課の職員、放射能対策課職員により高 い土壌をすき取り、学校敷地内の穴に埋め、処理を行ったところでございます。こちらにつ きましても、基準値以下となりました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

スポーツ課長補佐 スポーツ施設の空間放射線量について、ご報告させていただきます。

スポーツ課では、震災後、管理している全ての施設の空間放射線量の測定を実施いたしま した。

その結果、松戸市の指標値である0.23マイクロシーベルトを超える施設につきましては、 高圧洗浄、天地返し、芝深刈り、砂の入れかえ、全面改修などの対応をしてまいりました。

その結果、新松戸庭球場を除く全ての施設については、松戸市の指標値未満となりましたが、新松戸庭球場は、測定箇所によっては0.25から0.27マイクロシーベルトが測定され、基準値を超えている状況です。新松戸庭球場は、昭和58年に建設され、30年が経過しており、コートも傷んでいることから、効果的な除染方法もないため、平成26年度にコートの張りかえの改修工事を予定しております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

学校給食担当室長 それでは、給食用の食材及び給食のまるごと放射性物質検査について、ご 報告させていただきます。

昨年に引き続き、本年度も検査を実施中でございます。毎回の検査結果につきましては、 市のホームページや松戸市ニュースにおいて、毎回ごとに検査結果を公表しております。

これまでご承知だと思いますが、各検査におきまして、放射性セシウム134、137ともに検 出はされておりません。今後につきましても、継続的に検査を実施し、公表していく予定で ございます。

なお、参考資料といたしまして、お手元に直近の検査結果といたしまして、まるごと放射 性物質のミキシング検査の結果、及び学校食材の物質簡易検査の結果を掲載させていただき ました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

保健体育課課長補佐 最近の学校における感染症の状況を説明させていただきます。

まずインフルエンザについてです。学級閉鎖の数は、1月15日から3月12日まで延べ数に して、小学校239学級、中学校8学級、合計247学級となっております。

インフルエンザによる出席停止者の数は、同じ期間におきまして、小学校5,631人、中学校1,403人、合計7,034人となっております。

次に、麻しんについてです。全国的に千葉県が、あるいはまた千葉県内でも特に松戸保健 所管内で発症が多いことが報道されましたが、2月27日に松戸健康福祉センター、松戸保健 所さん主催の麻しん対策会議が開催されました。松戸市立小中学校の校長・教頭や教育委員 会保健体育課長を初め職員が出席をさせていただきました。

千葉県感染症情報センターの本年第9週までの情報によりますと、3月5日現在、累計20例、うち松戸保健所管内の発症は16例です。16例のうち、松戸市立の小学校に在籍している児童3名が罹患をしました。うち2名は姉妹です。この姉妹は、国が推奨する2回の予防接種を受けておりました。この姉妹の学校では、1カ月間同一集団に感染者が発生しなかったことを受け、保健所の助言をもとに、収束を3月7日に宣言をしております。

また、もう一名の在籍小学校では、罹患した児童等、他の児童が接触してから1カ月以上 経過していたため、保健所の指導は特に受けない事例となりました。

市立小中学校の予防接種率は96.9%でございます。今後も健康福祉政策課等々連携し、感染予防に努力してまいります。

以上でございます。

**委員長** ご報告いただき、ありがとうございました。

最初の放射線量検査、これのご報告に何かご質問ありますか。

いただいた学校給食食材のところで、ちょっと気になりました。放射性物質は「検出せず」でいいんですけれども、2月17日の検査品目の中に、下から2番目、切り干し大根の上にあるお豆腐についてです。大豆がアメリカ産・カナダ産とあるんです。ちょっと気になるんですけれども、アメリカ産というのは、比較的遺伝子組みかえ食品が多いんですよ。放射線量も大事なんだけれども、遺伝子組みかえ食品も、物すごく気になっているんです。その辺は確認されていますか。

学校給食担当室長 大豆、アメリカ・カナダ産につきましては、遺伝子組みかえではないもの を混合ということで、選んでいると伺っております。アメリカ産、カナダ産全て遺伝子組み かえ食品ということではないので、各学校のほうで栄養士が食品の内容等、メーカーへ問い 合わせを行っております。

**委員長** そうですか。しつこいようですけれども、教育委員会としても、なるべく確認しておいてください。

あとは、インフルエンザ、それから麻しんについての報告がありました。何かご質問ありますか。

**山田委員** 確認なんですけれども、放射線量超えているところは、10月末の数値だということですか。新松戸のテニス場は。

今現在では、あれですか。まだ、これ予算は26年度でということで、改修工事はしてないということですよね、これ。だけど、今現在の数値がどうなっているかというのは、もし把握されていれば。

スポーツ課長補佐 平成25年10月末、28日にはかったのが最後でございます。

その数値が、その平均で出している0.22という形になっています。

山田委員 ところによって0.27というところがあるという。

スポーツ課長補佐 そうです。

山田委員 じゃ今現在もあるという話ですね。

スポーツ課長補佐 そうです。

**山田委員** じゃこれ下がっても工事はやるというんですか。やったほうがいいんで。いいんで すけれども。

スポーツ課長補佐 改修工事は、コートも30年近く経過して、コートの表面も大分古くなって きてしまっていますので、そういうことも含めまして、改修のほうはします。

山田委員 いずれ、そういう意味です。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 時間も5時半になりました。長時間、いろいろとありがとうございました。

以上で審議及び報告事項については、終了しますが、事務局から次回についてお願いします。

教育企画課長 平成26年4月定例会でございますが、平成26年4月10日木曜日、午後3時から。

こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょう。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは確認します。次回教育委員会会議は、平成26年4月10日、午後3時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

\_\_\_\_\_

◎閉 会

**委員長** 以上をもちまして、平成26年の3月定例教育委員会会議を閉会いたします。 どうもありがとうございました。

閉会 午後 5時35分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員